

| | |
|---------------------------|-------------------------------------|
| 1) 食糧管理特別会計法(大10法37) | 食糧管理特別会計法の一部を改正する法律(法229) |
| 2) 金資金特別会計法(昭12法61) | 金資金特別会計法の一部を改正する法律(法218) |
| 3) 貿易資金特別会計法(昭22法179) | 貿易資金特別会計法の一部を改正する法律(法230) |
| 4) 専賣局及び印刷局特別会計法(昭22法36) | 専賣局及び印刷局特別会計法の一部を改正する法律(法228) |
| 5) 印紙税法(明32法54) | 水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律(法243) |
| 6) 登録税法(明29法27) | 同 上 |
| 7) 法人税法(昭22法28) | 同 上 |
| 8) 地方税法(昭23法110) | 同 上 |
| 9) 食糧の輸入税を免除する法律(昭22法188) | 食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律(法231) |

(五) 経 済 法

| | |
|------------------------|-------------------------------------|
| 1) 事業者団体法(昭23法191) | 水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律(法243) |
| 2) 同 上 | 海事仲裁等に関する法律(法221) |
| 3) 過度経済力集中排除法(昭22法207) | 過度経済力集中排除法の一部を改正する法律(法239) |
| 4) 財閥同族支配力排除法(昭23法2) | 財閥同族支配力排除法の一部を改正する法律(法246) |
| 5) 公認会計士法(昭23法103) | 公認会計士法の一部を改正する法律 |
| 6) 農林中央金庫法(大12法42) | 水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律(法243) |
| 7) 食糧確保臨時措置法(昭23法182) | 食糧管理特別会計法の一部を改正する法律(法229) |
| 8) 工業所有権戦時法(大6法21) | 工業所有権戦時法の一部を改正する法律(法219) |
| 9) 金融機関再建整備法(昭21法39) | 金融機関再建整備法の一部を改正する法律(法232) |
| 10) 金融緊急措置令(昭21勅83) | 水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律(法243) |

(六) 社 会 法

| | |
|---------------------|------------------------|
| 1) 職業安定法(昭22法141) | 國家公務員法の一部を改正する法律(法222) |
| 2) 船員職業安定法(昭23法130) | 同 上 |
| 3) 麻薬取締法(昭23法123) | 麻薬取締法の一部を改正する法律(法238) |

第二 廢 止

| 廢止された法令 | 廢止を規定した法律 |
|--------------------------------|-------------------------------------|
| (一) 行 政 法 | |
| 1) 高等試験委員及び普通試験委員臨時措置法(昭23法53) | 國家公務員法の一部を改正する法律(法222) |
| 2) 二級事務官吏銓衡委員会官制(昭20勅78) | 同 上 |
| 3) 官吏懲戒令(明32勅63) | 同 上 |
| 4) 高等試験令(昭4勅15) | 同 上 |
| 5) 高等試験委員及び普通試験委員官制(大7勅9) | 同 上 |
| 6) 一級官吏銓衡委員会官制 | 同 上 |
| 7) 二級事務官吏の任用資格の特例に関する件(昭20勅77) | 同 上 |
| (二) 経 済 法 | |
| 1) 家畜市場法(明43法1) | 家畜市場法を廢止する法律(法226) |
| 2) 馬匹去勢法(明34法22) | 馬匹去勢法を廢止する法律(法264) |
| 3) 水産業団体法(昭18法47) | 水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律(法243) |

(改廢法令索引了)

| | |
|-------------------------------------|---|
| (d) 金融経済法 | 四項の規定に基づき、船員職業安定法第八條第一項の規定による公共船員職業安定所の設置に関し承認を求め るの件…………… 103 |
| 1) 金融機関再建整備法の一部 を改正する法律…………… 184 | |
| (e) 交通経済法 | (b) 社会援護法 |
| 1) 日本國有鉄道法…………… 127 | 1) 罹災都市借地借家臨時処理 法第二十五條の二の災害及 び同條の規定を適用する地 区を定める法律…………… 107 |
| 2) 海事仲裁等に関する法律…………… 180 | 2) 引揚同胞対策審議会設置法 の一部を改正する法律…………… 87 |
| 第六 文化法 | (c) 社会保健法 |
| 文化法一般 | 麻薬取締法の一部を改正す る法律…………… 187 |
| 國立國語研究所設置法…………… 85 | |
| 第七 社会法 | |
| (a) 労働法 | |
| 地方自治法第五十六條第 | |

(部門別要目索引了)

(三) 改廃法令索引

第一 一部 改正

| 改正された法令 | 改正を規定した法律 |
|----------------------------------|---|
| (一) 政治法 | |
| 1) 選挙運動等の臨時特例に関する法律(昭23法196) | 選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(法236) |
| 2) 選挙運動の文書図画等の特例に関する法律(昭22法16) | 衆議院議員選挙法第十二條の特例等に関する法律等の一部を改正する法律(法216) |
| 3) 衆議院議員選挙法第十二條の特例等に関する法律(昭22法2) | 同 上 |
| 4) 国会法(昭22法79) | 国会法の一部を改正する法律(法214) |
| (二) 行政法 | |
| 1) 國家行政組織法(昭23法120) | 國家行政組織法の一部を改正する法律(法235) |
| 2) 引揚同胞対策審議会設置法(昭23法212) | 引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律(法241) |
| 3) 地方財政委員会法(昭22法155) | 地方財政委員会法の一部を改正する法律(法223) |
| 4) 地方自治法(昭22法67) | 衆議院議員選挙法第十二條の特例等に関する法律等の一部を改正する法律(法216) |
| 5) 國家公務員法(昭22法120) | 國家公務員法の一部を改正する法律(法222) |
| (三) 司法法 | |
| 1) 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律(昭22法63) | 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律(法233) |
| 2) 訴訟費用等臨時措置法(昭19法2) | 訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律(法225) |
| 3) 副検事の任命資格の特例に関する法律(昭22法199) | 副検事の任命資格の特例に関する法律の一部を改正する法律(法215) |
| 4) 戸籍手数料の額を定める法律(昭23法51) | 戸籍手数料の額を定める法律の一部を改正する法律(法240) |
| (四) 財政法 | |

(三) 部門別要目索引

索引

| | |
|--|--|
| 第一 政治法 | |
| (a) 国会法 | |
| 1) 国会法の一部を改正する法律…………… 3 | |
| (b) 選挙法 | |
| 1) 選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律…………… 3 | |
| 2) 衆議院議員選挙法第十二條の特例等に関する法律等の一部を改正する法律…………… 4 | |
| (c) 條 約 | |
| 國際電気通信條約…………… 5 | |
| 第二 行政法 | |
| (a) 行政組織法 | |
| 1) 国家行政組織法の一部を改正する法律……………87 | |
| 2) 地方財政委員会法の一部を改正する法律……………87 | |
| 3) 郵政省設置法……………74 | |
| 4) 電気通信省設置法……………53 | |
| 5) 国立國語研究所設置法……………85 | |
| 6) 引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律……………87 | |
| 7) 地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、試薬検査所及び機械器具検査所の支所及び出張所の設置に關し承認を求めの件…………… 102 | |
| 8) 地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、船員職業安定法第八條第一項の規定による公共船員職業安定所の設置に關し承認を求めの件…………… 103 | |
| (b) 公務員法 | |
| 1) 国家公務員法の一部を改正する法律……………88 | |
| 2) 副検事の任命資格の特例に関する法律の一部を改正する法律…………… 115 | |
| (c) 警察法 | |
| 1) 司法警察職員等指定應急措置法…………… 107 | |
| 2) 麻薬取締法の一部を改正する法律…………… 187 | |
| (d) 地方自治法 | |
| 1) 地方財政委員会法の一部を改正する法律……………87 | |
| 2) 市町村農地委員会及び都道府縣農地委員会の委員の任期等に関する特例に関する法律…………… 145 | |
| 3) 地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、試薬検査所及び機械器具検査所の支所及び出張所の設置に關し承認を求めの件…………… 102 | |
| 4) 地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、船員職業安定法第八條第一項の規定による公共船員職業安定所の設置に關し承認を求めの件…………… 103 | |
| 5) 畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府縣から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律…………… 121 | |
| 第三 司法法 | |

| | |
|--|--|
| (a) 司法法一般 | |
| 1) 訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律…………… 116 | |
| (b) 司法組織法 | |
| 1) 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律…………… 108 | |
| 2) 副検事の任命資格の特例に関する法律の一部を改正する法律…………… 115 | |
| 3) 司法警察職員等指定應急措置法…………… 107 | |
| (c) 民事法 | |
| 1) 戸籍手数料の額を定める法律の一部を改正する法律…………… 117 | |
| 2) 工業所有権戦時法の一部を改正する法律…………… 183 | |
| 第四 財政法 | |
| (a) 會計法 | |
| 1) 食糧管理特別會計法の一部を改正する法律…………… 123 | |
| 2) 貿易資金特別會計法の一部を改正する法律…………… 123 | |
| 3) 金資金特別會計法の一部を改正する法律…………… 122 | |
| 4) 専賣局及び印刷局特別會計法の一部を改正する法律…………… 122 | |
| 5) 公認會計士法の一部を改正する法律…………… 183 | |
| (b) 税 法 | |
| 1) 食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律…………… 124 | |
| 2) 畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府縣から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律…………… 121 | |
| (c) 専賣法 | |
| 日本専賣公社法…………… 137 | |
| 第五 経済法 | |
| (a) 経済法一般 | |
| 1) 公認會計士法の一部を改正する法律…………… 183 | |
| (b) 農業経済法 | |
| 1) 食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律…………… 124 | |
| 2) 食糧管理特別會計法の一部を改正する法律…………… 123 | |
| 3) 市町村農地委員会及び都道府縣農地委員会の委員の任期等に関する特例に関する法律…………… 145 | |
| 4) 家畜市場法を廃止する法律…………… 146 | |
| 5) 畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府縣から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律…………… 121 | |
| 6) 馬匹去勢法を廃止する法律…………… 146 | |
| 7) 漁業権等臨時措置法…………… 179 | |
| 8) 水産業協同組合法…………… 146 | |
| 9) 水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律…………… 173 | |
| (c) 商工経済法 | |
| 1) 過度経済力集中排除法の一部を改正する法律…………… 182 | |
| 2) 財閥同族支配力排除法の一部を改正する法律…………… 182 | |
| 3) 貿易資金特別會計法の一部を改正する法律…………… 123 | |
| 4) 工業所有権戦時法の一部を改正する法律…………… 183 | |
| 5) 日本専賣公社法…………… 137 | |

改廢法令

(二) 件名索引

索引

| | |
|---|---|
| <p>(か)</p> <p>○下級裁判所の設立及び轄管区域に関する法律の一部を改正する法律(23. 17. 7法233)..... 108</p> <p>○家畜市場法を廃止する法律(23. 12. 4法226)..... 146</p> <p>○過度経済力集中排除法の一部を改正する法律(23. 12. 10法239)..... 182</p> <p>○海事仲裁等に関する法律(23. 12. 3法221)..... 180</p> | <p>(さ)</p> <p>○財閥同族支配力排除法の一部を改正する法律(23. 12. 16法246)..... 182</p> |
| <p>(き)</p> <p>○漁業権等臨時措置法(23. 12. 2法220)..... 179</p> <p>○金資金特別会計法の一部を改正する法律(23. 12. 2法218)..... 122</p> <p>○金融機関再建整備法の一部を改正する法律(23. 12. 6法232)..... 184</p> | <p>(し)</p> <p>○市町村農地委員会及び都道府県農地委員会の委員の任期等に関する特例に関する法律(23. 12. 10法237)..... 145</p> <p>○司法警察職員等指定緊急措置法(23. 12. 9法234)..... 107</p> <p>○衆議院議員選挙法第十二條の特例等に関する法律等の一部を改正する法律(23. 12. 1法216)..... 4</p> <p>○食糧管理特別会計法の一部を改正する法律(23. 12. 6法229)..... 123</p> <p>○食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律(23. 12. 6法231)..... 124</p> |
| <p>(こ)</p> <p>○戸籍手数料の額を定める法律の一部を改正する法律(23. 12. 14法240)..... 117</p> <p>○工業所有権戦時法の一部を改正する法律(23. 12. 2法219)..... 183</p> <p>○公認会計士法の一部を改正する法律(23. 12. 1法217)..... 183</p> <p>○國家公務員法の一部を改正する法律(23. 12. 3法222)..... 88</p> <p>○國家行政組織法の一部を改正する法律(23. 12. 10法235)..... 87</p> <p>○国会法の一部を改正する法律(23. 10. 11法214)..... 3</p> <p>○國立國語研究所設置法(23. 12. 20法254)..... 85</p> <p>○國際電氣通信條約(23. 12. 20. 條3)..... 5</p> | <p>(す)</p> <p>○水産業協同組合法(23. 12. 15. 法242)..... 146</p> <p>○水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律(23. 12. 15法243)..... 173</p> |
| | <p>(せ)</p> <p>○専賣局及び印刷局特別会計法の一部を改正する法律(23. 12. 6法228)..... 122</p> <p>○選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(23. 12. 10法236)..... 3</p> |
| | <p>(そ)</p> <p>○訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律(23. 12. 4法225)..... 116</p> |

6

(ち)

○地方財政委員会法の一部を改正する法律(23. 12. 4法223)..... 87

○畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府県から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律(23. 12. 4法224)..... 121

○地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、試薬検査所及び機械器具検査所の支所及び出張所の設置に関し承認を求めるの件(23. 11. 27議決)..... 102

○地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、船員職業安定法第八條第一項の規定による公共船員職業安定所の設置に関し承認を求めるの件(23. 11. 30議決)..... 103

(て)

○電氣通信省設置法(23. 12. 15. 法245)..... 53

(に)

○日本國有鉄道法(23. 12. 20法256)..... 127

○日本専賣公社法(23. 12. 20法255)..... 137

(は)

○馬匹去勢法を廃止する法律(23. 12. 22法264)..... 146

(ひ)

○引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律(23. 12. 14法241)..... 87

(ふ)

○副検事の任命資格の特例に関する法律の一部を改正する法律(23. 12. 1法215)..... 115

(ほ)

○貿易資金特別会計法の一部を改正する法律(23. 12. 6法230)..... 123

(ま)

○麻薬取締法の一部を改正する法律(23. 12. 10法238)..... 187

(ゆ)

○郵政省設置法(23. 12. 15法244)..... 74

(り)

○罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律(23. 12. 6法227)..... 107

(件名索引 了)

件名索引

7

| | | | |
|-------------------|----------|-----------------|---|
| 237 | 23.12.10 | 23.12.10 | 市町村農地委員会及び都道府縣農地委員会の委員の任期等に関する特例に関する法律..... 145 |
| 238 | 23.12.10 | 24. 1. 1 | 麻薬取締法の一部を改正する法律..... 187 |
| 239 | 23.12.10 | 23.12.10 | 過度経済力集中排除法の一部を改正する法律..... 182 |
| 240 | 23.12.14 | 23.12.29 | 戸籍手数料の額を定める法律の一部を改正する法律..... 117 |
| 241 | 23.12.14 | 23.12.14 | 引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律..... 87 |
| 242 | 23.12.15 | 政 未 | 水産業協同組合法..... 146 |
| 243 | 23.12.15 | 23.12.15 政 未 | 水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律..... 173 |
| 244 | 23.12.15 | 24. 4. 1 | 郵政省設置法..... 74 |
| 245 | 23.12.15 | 24. 4. 1 | 電気通信省設置法..... 53 |
| 246 | 23.12.16 | 23.12.16 | 財閥同族支配力排除法の一部を改正する法律..... 182 |
| (247 253) | | | (第四国会制定法) |
| 254 | 23.12.20 | 23.12.20 | 国立國語研究所設置法..... 85 |
| 255 | 23.12.20 | 24. 4. 1 | 日本專賣公社法..... 137 |
| 256 | 23.12.20 | 24. 4. 1 | 日本國有鐵道法..... 127 |
| (257 263) | | | (第四国会制定法) |
| 264 | 23.12.22 | 24. 1. 1 | 馬匹組合法を廃止する法律..... 146 |

(法律番号順索引 了)

條約索引

| 條約番号 | 公布年月日 | 施行年月日 | 件名 | 頁 |
|------|----------|----------|---------------|---|
| 3 | 23.12.20 | 23.12.20 | 國際電気通信條約..... | 5 |

(條約索引 了)

(一) 法律番号順索引

| 法律番号 | 公布年月日 | 施行年月日 | 件名 | 頁 |
|------|----------|----------|--|-----|
| 214 | 23.10.11 | 23.10.11 | 国会法の一部を改正する法律 | 4 |
| 215 | 23.12.1 | 23.12.1 | 副検事の任命資格の特例に関する法律の一部を改正する法律 | 115 |
| 216 | 23.12.1 | 23.12.1 | 衆議院議員選挙法第十二條の特例等に関する法律等の一部を改正する法律 | 4 |
| 217 | 23.12.1 | 23.12.1 | 公認会計士法の一部を改正する法律 | 183 |
| 218 | 23.12.2 | 23.12.2 | 金資金特別会計法の一部を改正する法律 | 122 |
| 219 | 23.12.2 | 23.12.2 | 工業所有権戦時法の一部を改正する法律 | 183 |
| 220 | 23.12.2 | 23.12.2 | 漁業権等臨時措置法 | 179 |
| 221 | 23.12.3 | 23.12.3 | 海事仲裁等に関する法律 | 180 |
| 222 | 23.12.3 | 23.12.3 | 國家公務員法の一部を改正する法律 | 88 |
| 223 | 23.12.4 | 23.12.4 | 地方財政委員会法の一部を改正する法律 | 87 |
| 224 | 23.12.4 | 23.12.4 | 畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府縣から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律 | 121 |
| 225 | 23.12.4 | 13.12.19 | 訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律 | 116 |
| 226 | 23.12.4 | 24.1.1 | 家畜市場法を廃止する法律 | 146 |
| 227 | 23.12.6 | 23.12.6 | 罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律 | 107 |
| 228 | 23.12.6 | 23.12.6 | 専賣局及び印刷局特別会計法の一部を改正する法律 | 122 |
| 229 | 23.12.6 | 23.12.6 | 食糧管理特別会計法の一部を改正する法律 | 123 |
| 230 | 23.12.6 | 23.12.6 | 貿易資金特別会計法の一部を改正する法律 | 123 |
| 231 | 23.12.6 | 24.1.1 | 食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律 | 124 |
| 232 | 23.12.6 | 23.12.6 | 金融機関再建整備法の一部を改正する法律 | 184 |
| 233 | 23.12.7 | 24.1.1 | 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律 | 108 |
| 234 | 23.12.9 | 24.1.1 | 司法警察職員等指定應急措置法 | 107 |
| 235 | 13.12.10 | 23.12.10 | 國家行政組織法の一部を改正する法律 | 87 |
| 236 | 23.12.10 | 次の総選挙 | 選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律 | 3 |

法律番号順索引

第二編
第四國會制定法

索引凡例

- 1) ここに掲げた索引は、これを次の四種とする。
 - (一) 法律番号順索引
 - (二) 件名索引
 - (三) 部門別要目索引
 - (四) 改廃法令索引
- 2) 法律番号順索引は、第三國會で制定された全法律を、その公布番号順に列記したもので、その番号は左端の欄にアラビア数字で示されてあつて、結局第三國會制定法の総数37件が、本索引に掲げられたことになる。
- 3) 件名索引において、各法律件名の次に括弧づけて、たとえば(23, 12, 7法 233)とあるのは昭和二十三年十二月七日法律第二百三十三号の義を略記したものである。
- 4) 部門別要目索引は、第三國會を通して成立するに至つた法律及び承認事項等を政治法、行政法、司法法、財政法、経済法、文化法及び社会法の七つの各固有法域に分類して載録するとともに、それら

が他の諸法域と牽連する限りにおいては、他の当該部門にも轉記編輯して、総合的検索の便をはかるうとしたものである。同一件名の法律が、如上の各部門に重複掲記されているのは、そのためである。

- 5) 改廃法令索引は、第三國會で改廃された諸法令と、これらを改廃する各法律とを対照的に示したもので、左方の欄は改廃された法令を、右方の欄は改正する法律を示す。改廃された諸法令は、それぞれ関連部門に轉記して、総合的検索に資することにした。

改廃された諸法令に各々括弧づけて附記した文言、たとえば(昭22法79)とあるのは、昭和二十二年法律第七十九号の義を示し、大は大正、明は明治、勅は勅令を示す。これらを改廃する法律は、すべて昭和二十三年に公布されたものである。

索引凡例

第四國會制定法

第二編

第四國會制定法 目次

第一 政治法

一部 改正

- (1) 國會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律……………三
- (2) 選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律……………三

第二 行政法

一新制定法

- (3) 行政機関に置かれる職員の定員の設置又は増加の暫定措置等に関する法律……………七
 - (4) 科学技術行政協議会法……………八
 - (5) 社会保障制度審議会設置法……………九
 - (6) 教育公務員特例法……………一〇
 - (7) 特別職の職員の俸給等に関する法律……………一六
- 二 一部 改正
- (8) 地方財政委員会法の一部を改正する法律……………一八
 - (9) 國家公務員法の一部を改正する法律……………一九

目次

第四回國會制定法

(10) 政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律……………一九
(11) 地方自治法の一部を改正する法律……………三三

三 確 認

(12) 新聞出版用紙割当事務廳設置法附則第三項の規定に基く同法の継続に対する國會の確
認を求めるの件……………三三

四 同 意

(13) 淺井清、山下與家、上野陽一を人事官に任命することについて同意を求めるの件……………三三

五 議 決

(14) 職業安定法第十二條第十一項の規定に基き、職業安定委員会委員の旅費支給額改訂に
関し議決を求めるの件……………三四

第三 司 法 法

一 新 制 定 法

(15) 刑事訴訟法施行法……………三七
(16) 罰金等臨時措置法……………三九

二 一 部 改 正

(17) 裁判所法の一部を改正する等の法律……………四〇
(18) 裁判所職員の設定に関する法律の一部を改正する法律……………四六
(19) 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する等の法律……………四六
(20) 檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する等の法律……………四八
(21) 少年法を改正する法律等の一部を改正する法律……………四九
(22) 司法警察職員等指定應急措置法の一部を改正する法律……………五〇

第四 財 政 法

一 新 制 定 法

(23) 廢兵器等の処理に関する法律……………五三

二 一 部 改 正

(24) 大藏省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのため
の一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律……………五三
(25) 砂糖消費税法等の一部を改正する法律……………五四
(26) 製造たばこの定價の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律……………五五

第五 經 済 法

第四回國會制定法

一新制定法

(27) 道路の修繕に関する法律……………五九

二一部改正

(28) 公認会計士法の一部を改正する法律……………五九

(29) 公認会計士法の一部を改正する法律の一部を改正する法律……………六〇

(30) 食糧管理法の一部を改正する法律……………六〇

(31) 復興金融庫法の一部を改正する法律……………六〇

第六 社会法

一新制定法

(32) 公共企業体労働関係法……………六五

(33) 特別未帰還者給與法……………七三

二一部改正

(34) 未復員者給與法の一部を改正する法律……………七三

(35) 未復員者給與法の一部を改正する法律……………八〇

(36) 健康保険法の一部を改正する法律……………八一

——(目次了)——

第一 政治法

第一 政治法

一部改正

(1) 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

(昭和二十三年十二月二十三日) (内閣総理大臣署名)
法律第二百六十七号

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第一條を次のように改める。

第一條 各議院の議長は歳費として月額四万円、副議長は三万二千円、議員は二万八千八百円を受ける。

第十條中「月額五千円」を「月額七千円」に改める。

附則

一部改正

- 1 この法律は、公布の日から、これを施行し、第一條及び第十條の改正規定は、昭和二十三年十一月一日から、これを適用する。
- 2 議長、副議長及び議員並びにこれらの秘書が昭和二十三年十一月一日以後の分として既に支給を受けた歳費及び給料は、この法律による歳費及び給料の内拂とみなす。

(2) 選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律

(昭和二十三年十二月二十一日) (内閣総理大臣・大藏大臣臨時代理國務・通信大臣署名)
法律第二百五十九号

選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律

選挙運動等の臨時特例に関する法律(昭和二十三年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第二十條第二号中「又は船舶」を「、船舶又はそり」に改める。

第二十二條第五号中「船舶」の下に「並びにそり(議員候補者一人について、同時に一台に限る。)」を加える。

附則

この法律は、次の総選挙から、これを施行する。

第二 行政 法

一 新 制 定 法

(3) 行政機関に置かれる職員の設定 員の設置又は増加の暫定措置 等に関する法律

(昭和二十三年十二月十八日)内閣総理以下
(法律第二百四十七号)各大臣署名)

行政機関に置かれる職員の設定又は増加の暫定
措置等に関する法律

(目的)

第一條 この法律は、国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十
号)が施行されるまでの間における各行政機関の職員の定員を規
律し、その増加を抑制し、もつて国家行政組織の規模の適正化に
資することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律で「行政機関」とは、総理廳、法務廳及び各省並
びにこれらの外局(特別調達廳を含む。)をいう。

一 新 制 定 法

2 この法律で「職員」とは、一切の官吏、一切の官吏の待遇を受
ける者(官吏と同格の者を含む。)及びその他の一切の者で、常時
政府の勤務に服するものをいう。
(定員の設置又は増加)

第三條 昭和二十四年一月一日以後においては、法律によらなけれ
ば、各行政機関の職員の定員を設置し、又は増加することはでき
ない。但し、昭和二十三年十二月三十一日までに、その定員の設
置又は増加について、国会により予算上の措置がとられているも
のについては、この限りでない。

(法令で定員が定められていない職員の措置)

第四條 各行政機関に置かれる職員のうち法令(法律により、規則
その他の特別の命令でその定員を定めることのできる場合におい
ては、その命令を含む。以下同じ。)で定員が定められていない者
については、昭和二十三年十二月三十一日までに、予算の範囲内
において、法令でそれらの定員を定めて置かなければならない。
(在職職員数の報告)

第五條 各行政機関の長は、毎月当該行政機関に在職する職員の数
を行政管理廳長官に報告しなければならない。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律の規定は、国家行政組織法が施行される日に、その放
力を失う。但し、第五條については、この限りでない。

(4) 科学技術行政協議会法

(昭和二十三年十二月二十日)内閣総理以下
法律第二百五十三号(各大臣署名)

科学技術行政協議会法

(目的)

第一條 科学技術行政協議会は、日本学術会議と緊密に協力し、科学技術を行政に反映させるための諸方策及び各行政機関相互の間の科学技術に関する行政の連絡調整に必要な措置を審議することをその目的とする。

2 科学技術行政協議会(以下協議会という。)は、内閣総理大臣の所轄とする。

(審議事項)

第二條 協議会は、左に掲げる事項について審議する。

一 日本学術会議の答申または勧告を行政に反映させるために必要な措置

二 政府が日本学術会議に諮問すべき事項の選定に関すること

三 政府が行うべき科学技術に関する國際的事業の実施の方法

四 各行政機関の所管に属する科学技術に関する事項の連絡調整に必要な措置

(組織)

第三條 協議会は、会長一人、副会長一人及び委員二十六人以内で組織する。

第四條 会長は、内閣総理大臣をもつて充てる。

2 副会長は、國務大臣のうちから、内閣総理大臣が命ずる。

3 委員は、関係各行政機関の官吏及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が命ずる。委員のうち、その半数は学識経験のある者でなければならない。

4 学識経験のある者を命ずる場合においては、日本学術会議の推薦を尊重しなければならない。

5 前項の委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第五條 会長は、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第六條 協議会は、毎月一回定例会議を開かなければならない。但し、会長が必要があると認めるときは、臨時に、これを開くことができる。

(幹事)

第七條 協議会に幹事二十人以内を置く。

2 幹事は、関係各行政機関の官吏及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が命ずる。学識経験のある者のうちから命ずる幹事の数は、十人以内とする。

3 幹事は、協議会の審議事項について委員を補佐する。
(事務局)

第八條 協議会の事務を処理させるため、協議会に事務局を置く。

2 事務局長は、総理廳の一級の官吏又は相当の資格を持つ科学者のうちから、内閣総理大臣が命ずる。

3 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

4 事務局の職員については、別に法律で定める。

附則

1 この法律は、昭和二十四年一月二十日から施行する。

2 学識経験のある者のうちから命ぜられた第一回の委員で、日本学術會議の会員である者の任期は、第四條第五項の規定にかかわらず、二年とする。

3 事務局の職員については、國家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)が施行されるまでは、第八條第四項の規定にかかわらず、政令で定めるところによる。

(5) 社会保障制度審議会設置法

(昭和二十三年十二月二十三日)内閣総理・大藏大臣臨時代理
法律第二百六十六号(國務・厚生・労働大臣署名)

社会保障制度審議会設置法

第一條 社会保障制度審議会(以下審議会という。)は、内閣総理大臣の所轄に属し、社会保障制度につき調査、審議及び勧告を行うものとする。

第二條 審議会は、自ら、社会保険による經濟的保障の最も効果的

一新制定法

な方法につき、又は社会保険とその関係事項に関する立法及び運営の大綱につき研究し、その結果を、國會に提出するように、内閣総理大臣に勧告し、内閣総理大臣及び関係大臣に書面をもつて助言する任務及び権限を有する。

2 内閣総理大臣及び関係各大臣は、社会保障に関する企画、立法又は運営の大綱に関しては、あらかじめ、審議会の意見を求めなければならない。

第三條 審議会は、委員四十人をもつて組織する。特別の事項を調査審議するため、内閣総理大臣において必要があると認めるときは、十二人以内の臨時委員を置くことができる。

第四條 審議会に、会長、副会長及び常務委員各一人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

第五條 会長は、会務を総理する。会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

2 常務委員は、議事及び提案された意見を記録するものとする。

第五條

委員は、左の各号に掲げる者のうちから、内閣総理大臣が、それぞれ同数を命じ、又は委嘱する。

一 國會議員

二 関係各廳の官吏

三 学識経験のある者

四 使用者、被備者、医師、歯科医師、薬剤師その他社会保険事業に関係ある者

2 臨時委員は、前項第二号から第四号までに掲げる者のうちか

第二 行政法

ら、内閣総理大臣がそれぞれ同数を命じ、又は委嘱する。

第六條 委員の任期は二年とし、一年ごとにその半数を命じ、又は委嘱する。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員の任期は、その任務の達成に必要な期間とする。

第七條 関係各廳は、審議会の要求する資料及び情報を提出しなければならない。

第八條 審議会の会議は、必要に応じて開くものとする。但し、正当な理由がある場合を除く外、少くとも三箇月に一回は開かなければならない。

第九條 審議会は、毎会計年度末から、六十日以内に、前会計年度内におけるその活動、調査の結果及びその報告の摘要についての報告書を、内閣総理大臣から國會に提出するように、内閣総理大臣に提出しなければならない。

第十條 審議会に幹事三十人以内を置く。

2 幹事は、社会保険に關係のある行政廳の官吏及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が、これを命じ、又は委嘱する。

3 幹事は、つねに委員に対し、技術的助言及び事務上の援助をしなければならない。

第十一條 審議会に、書記二十人以内を置く。

2 書記は、關係各廳の官吏のうちから、内閣総理大臣が命ずる。

3 書記は、上司の指揮を受けて、庶務に従事する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 社会保険制度調査会官制(昭和二十一年勅令第六十七号)は廃止する。

3 この法律公布後最初に委員となる者のうち、内閣総理大臣が任命又は委嘱の際に指定する半数の者の任期は、この法律公布の日から一年とし、残りの半数の者の任期は、この法律公布の日から二年とする。

(6) 教育公務員特例法

(昭和二十四年二月十二日)内閣総理大臣
法律 第一一七号(部大臣署名)

教育公務員特例法

目次

第一章 総則(第一條—第三條)

第二章 任免、分限、懲戒及び服務(第四條—第十八條)

第一節 大学の学長、教員及び部局長(第四條—第十二條)

第二節 大学以外の学校の校長及び教員(第十三條—第十五條)

第三節 教育長及び専門的教育職員(第十六條—第十八條)

第三章 研修(第十九條・第二十條)

第四章 雑則(第二十一條・第二十二條)

附則(第二十三條—第三十四條)

第一章 総則

(一)の法律の趣旨)

第一條 この法律は、教育を通じて國民全体に奉任する教育公務員の職務とその責任の特殊性に基き、教育公務員の任免、分限、懲戒、服務及び研修について規定する。

(定義)

第二條 この法律で「教育公務員」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一條に定める学校で、同法第二條に定める国立学校及び公立学校の学長、校長(園長を含む。以下同じ)、教員及び部局長並びに教育委員会の教育長及び専門的教育職員をいう。

2 この法律で「教員」とは、前項の学校の教授、助教授、教諭、助教諭、養護教諭及び講師(常時勤務の者に限る。以下同じ。)をいう。

3 この法律で「部局長」とは、大学の学部長その他政令で指定する部局長をいう。

4 この法律で「専門的教育職員」とは、教育委員会の職員のうち、免許状を有することを必要とする者(教育長を除く。以下同じ。)をいう。

(身分)

第三條 国立学校の学長、校長、教員及び部局長は國家公務員、公立学校の学長、校長、教員及び部局長並びに教育長及び専門的教育職員は地方公務員としての身分を有する。

一 新制定法

第二章 任免、分限、懲戒及び服務

第一節 大学の学長、教員及び部局長

(採用及び昇任の方法)

第四條 学長及び部局長の採用並びに教員の採用及び昇任は、選考によるものとし、その選考は、大学管理機関が行う。

2 前項の選考は、学長については、人格が高潔で、学識がすぐれ、且つ、教育行政に關し識見を有する者について、大学管理機関の定める基準により、学部長については、当該学部の教授会の議に基き、教員及び学部長以外の部局長については、大学管理機関の定める基準により、行わなければならない。

(轉任)

第五條 学長、教員及び部局長は、大学管理機関の審査の結果によるのでなければ、その意に反して轉任されることはない。

2 大学管理機関は、前項の審査を行うに当つては、その者に対し、審査の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

3 審査を受ける者から、前項の説明書を受領した後三十日以内に請求があつたときは、大学管理機関は口頭審理を行わなければならない。口頭審理は、その者から請求があつたときは公開して行わなければならない。

4 審査を受ける者は、すべての口頭審理を出席し、自己の代理人として弁護人を選任し、陳述を行い、証人を出席せしめ並びに書類、記録その他のあらゆる適切な事実及び資料を提出することができる。

第二 行政法

5 前項に掲げる者以外の者は、当該事案に関し、大学管理機関に対し、あらゆる事実及び資料を提出することができる。

(降任及び免職)

第六條 学長、教員及び部局長は、大学管理機関の審査の結果によるのでなければ、その意に反して免職されることはない。教員の降任についても、また同様とする。

2 第五條第二項から第五項までの規定は、前項の審査の場合に準用する。

(休職の期間)

第七條 学長、教員及び部局長の休職の期間は、心身の故障のため長期の休養を要する場合の休職においては、個々の場合について、大学管理機関が定める。

(任期及び停年)

第八條 学長及び部局長の任期については、大学管理機関が定める。

2 教員の停年については、大学管理機関が定める。

(懲戒)

第九條 国立大学の学長、教員及び部局長は、大学管理機関の審査の結果によるのでなければ、懲戒処分を受けることはない。

2 第五條第二項から第五項までの規定は、前項の審査の場合に準用する。

(任命権者)

第十條 大学の学長、教員及び部局長の任用、免職、休職、復職、

退職及び懲戒処分は、大学管理機関の申出に基づいて、任命権者が行う。

(服務)

第十一條 国立大学の学長、教員及び部局長の服務については、國家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第九十六條第一項の根本基準の実施に關し必要な事項は、同法第九十七條から第一百五條までに定めるものを除いては、大学管理機関が定める。

(勤務成績の評定)

第十二條 学長、教員及び部局長の勤務成績の評定及び評定の結果に應じた措置は、大学管理機関が行う。

2 前項の勤務成績の評定は、大学管理機関が定める基準により、行わなければならない。

第二節 大学以外の学校の校長及び教員

(採用及び昇任の方法)

第十三條 校長及び教員の採用は、選考によるものとし、その選考は、採用志願者名簿に記載された者のうちから、大学附置の学校にあつてはその大学の学長、大学附置の学校以外の国立学校にあつては文部大臣、大学附置の学校以外の公立学校にあつてはその校長又は教員の属する学校を所管する教育委員会の教育長（選考権者という。この條中以下同じ。）が行う。

2 前項の採用志願者名簿は、校長又は教員の免許状を有する者で、採用を願ひ出た者について、免許状の種類に應じ、国立学校にあつては人事院、公立学校にあつては都道府縣の教育委員会が

作成する。

3 前二項に定めるものを除くほか、採用志願者名簿に關し必要な事項は、国立学校にあつては人事院規則、公立学校にあつては都道府縣の教育委員会規則で定める。

4 教員の昇任は、従前の勤務実績に基く選考によるものとし、その選考は、選考権者が行う。

5 選考権者は、教員について第一項及び前項の選考を行うに當つては、その学校の校長の意見を聞いて行わなければならない。

(休職の期間及び効果)

第十四條 校長及び教員の休職の期間は、結核性疾患のため長期の休養を要する場合の休職においては、満二年とする。

2 前項の規定による休職者には、その休職の期間中、給與の全額を支給する。

(任命権者)

第十五條 公立学校の校長及び教員の任命権は、その校長又は教員の属する学校を所管する教育委員会に属する。

2 前項の校長及び教員の任用、免職、休職、復職、退職及び懲戒処分については、任命権者が行う。

3 任命権者が、校長又は教員に対し、その意に反して降任し、免職し、その他これに対しいぢるしく不利益な処分を行い、又は懲戒処分を行う場合については、國家公務員法第八十九條から第九十二條第二項までの規定を準用する。但し、この場合において、「人事院」とあるのは「任命権者」と読み替へるものとする。

一三 新制定法

第三節 教育長及び専門的教育職員

(採用及び昇任の方法)

第十六條 教育長及び専門的教育職員の採用は、選考によるものとし、その選考は、採用志願者名簿に記載された者のうちから、教育長については、当該教育委員会、専門的教育職員については、当該教育委員会の教育長が行う。

2 前項の採用志願者名簿は、教育長又は専門的教育職員の免許状を有する者で、採用を願ひ出た者について、免許状の種類に應じ、都道府縣の教育委員会が作成する。

3 前二項に定めるものを除くほか、採用志願者名簿に關し必要な事項は、都道府縣の教育委員会規則で定める。

4 専門的教育職員の昇任は、従前の勤務実績に基く選考によるものとし、その選考は、当該教育委員会の教育長が行う。

(教育長の退職)

第十七條 教育長は、教育委員会の承認を得て、任期中退職することができ。

(任命権者)

第十八條 教育長及び専門的教育職員の任命権は、当該教育委員会に属する。

2 第十五條第二項及び第三項の規定は、教育長及び専門的教育職員に準用する。

第三章 研修

(研修)

第十九條 教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

2 大学及び大学附置の学校の教育公務員については大学管理機関、大学及び大学附置の学校以外の国立学校の教育公務員については文部大臣、大学及び大学附置の学校以外の公立学校の教育公務員並びに教育長及び専門的教育職員については当該教育委員会（所轄廳という。以下同じ。）は、教育公務員の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

（研修の機会）

第二十條 教育公務員には、研修を受ける機会が與えられなければならない。

2 教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

3 教育公務員は、所轄廳の定めるところにより、現職のまま、長期にわたる研修を受けることができる。

第四章 雜則

（他の職務の従事）

第二十一條 教育公務員は、法律若しくは人事院規則に特別の定がある場合又は所轄廳において教育に関する他の職務に従事することが本務の遂行に支障がないと認められる場合は、給與を受け、又は受けないで他の職務に従事してはならない。

（教育公務員以外の者に対するこの法律の準用）

第二十二條 国立又は公立の学校において教員の職務に準ずる職務を行う者並びに国立又は公立の各種学校の校長及び教員については、政令の定めるところにより、この法律の規定を準用する。

附則

（施行期日）

第二十三條 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律中の規定が、國家公務員法の規定に矛盾し、又は、い触すると認められるに至つた場合は、國家公務員法の規定が優先する。

（旧制の学校の教員等に対するこの法律の準用）

第二十四條 この法律に定める国立又は公立の大学の学長、教員及び部局長に関する規定は、それぞれ学校教育法第九十八條第一項に規定する国立又は公立の大学の学長（数個の学部を置く大学にあつては総長。以下同じ。）、教員及び政令で指定する者に準用する。

2 この法律に定める国立又は公立の大学の学長、教員及び部局長に関する規定は、政令で別段の定をした場合のほか、それぞれ学校教育法第九十八條第一項に規定する国立又は公立の大学予科、高等学校、専門学校及び教員養成諸学校の校長、教員及び政令で指定する者に準用する。

3 この法律に定める大学以外の国立又は公立の学校の校長及び教員に関する規定は、それぞれ学校教育法第九十八條第一項に規定する国立又は公立の中等学校、盲学校及び聾啞学校の校長及び教

員に準用する。

（大学管理機関等の読替）

第二十五條 この法律中「大学管理機関」とあるのは、当分の間、次の各号の区別に従つて読み替へるものとする。

- 一 第四條第一項については、学長にあつては「評議員（一個の学部を置く大学にあつては教授会の構成員。以下同じ。）及び部局長で構成する会議（協議会という。以下同じ。）、部局長にあつては「学長」、教員にあつては「教授会の議に基き学長」
- 二 第四條第二項中学長の選考に関する部分、第七條、第八條第一項、第十一條及び第十二條第二項については、「協議会の議に基き学長」
- 三 第四條第二項中教員及び学部長以外の部局長の選考に関する部分については、「評議会（一個の学部を置く大学にあつては、教授会。以下同じ。）の議に基き学長」、学部長以外の部局長にあつては「協議会の議に基き学長」
- 四 第五條、第六條及び第九條については、学長にあつては「協議会」、教員にあつては「評議会」、部局長にあつては「学長」
- 五 第八條第二項については、「評議会の議に基き学長」
- 六 第十号については、「学長」
- 七 第十二條第一項については、学長にあつては「協議会」、教員及び学部長にあつては「教授会の議に基き学長」、学部長以外の部局長にあつては「学長」
- 八 第十九條第二項については、「文部大臣」

一 新制定法

2 第十條中「任命権者」とあるのは、公立大学の学長、教員及び部局長については、当分の間、「その大学を設置する地方公共団体の長」と読み替へるものとする。

（従前の規定による休職者等の取扱）

第二十六條 大学の学長、教員及び部局長で、従前の規定により休職を命ぜられた者又は懲戒手続中の者若しくは懲戒処分を受けた者の休職又は懲戒に関しては、第七條及び第九條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第二十七條 この法律施行の際、現に結核性疾患のため休職中の者は、第十四條第一項の規定の適用については、従前の休職期間を通算する。

（公立大学の学長等の懲戒）

第二十八條 公立大学の学長、教員及び部局長の懲戒に関しては、別に地方公共団体の職員に関して規定する法律が制定施行されるまでの間は、第九條の規定を準用する。

（専門的教育職員の免許状の経過措置）

第二十九條 第二條第四項に規定する専門的教育職員の免許状を有することを必要とする者については、別に教育職員の免許に関する規定する法律が制定施行されるまでの間は、政令で定める。

（この法律施行の際における学長等の職にある者の取扱）

第三十條 この法律施行の際、現に国立学校の学長、校長、教員又は部局長の職にある者は、この法律により、それぞれ学長、校長、教員又は部局長の職についた者とみなす。

第三十一條 この法律施行の際、現に公立学校の学長、校長、教員及び部局長で文部教官、文部事務官、地方教官又は地方事務官たるもの並びに教育長及び専門的教職職員は、この法律若しくはこれに基く政令又は他の法律で別に定めるものを除くほか、それぞれ現にある級及び現に受ける号俸に相当する給料をもつて、この法律により当該地方公共団体の公務員に任用され、引き続き現にある職に相当する職についたものとする。

(恩給法の準用)

第三十二條 この法律施行の際、現に恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十九條に規定する公務員たる者が引き続き公立の学校の職員となつた場合には、同法第二十二條に規定する教職職員として勤続するものとみなし、当分の間、これに同法の規定を準用する。

(公立学校の学長等に関する特別規定)

第三十三條 この法律若しくはこれに基く命令又は他の法律の特別の定があるものを除くほか、公立学校の学長、校長、教員及び部局長について必要があるときは、別に地方公共団体の職員に関して規定する法律が制定施行されるまでの間は、政令で、特別の定をすることができる。

(他の法律の改廃)

第三十四條 教育委員会法(昭和二十三年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第九十五條を削る。

(7) 特別職の職員の俸給等に関する法律

(昭和二十三年十二月二十三日)内閣総理以下
法律第二百六十八号(各大臣署名)

特別職の職員の俸給等に関する法律

第一條 左に掲げる國家公務員(以下特別職の職員という。)の受ける俸給その他の給與については、この法律の定めるところによる。

- 一 内閣総理大臣
- 二 國務大臣
- 三 検査官
- 四 人事官
- 五 大使及び公使
- 六 宮内府長官及び侍從長
- 七 内閣官房長官
- 八 内閣官房次長
- 九 政務次官
- 十 連絡調整中央事務局長官
- 十一 國家公安委員会委員
- 十二 公正取引委員会委員長及び委員
- 十三 全國選挙管理委員会委員長及び委員

吏の例による。但し、第一條第一号から第十三号までに掲げる者及び政令で定める者には、扶養手当及び超過勤務手当は、支給しない。

附則

第八條 この法律は、公布の日から施行する。

2 第一條及び第二條の規定は、前項の規定にかかわらず、昭和二十三年十一月一日から適用する。この場合において、「人事官」とあるのは「臨時人事委員長及び臨時人事委員」と読み替へるものとする。

第九條 特別職の職員が昭和二十三年十一月一日以後の分として既に支給を受けた俸給その他の給與は、この法律による俸給その他の給與の内拂とみなす。

2 前項の規定により内拂金とみなされた金額がこの法律により受けるべき給與の額をこえる場合においても、既に支給を受けた給與は、返還せしめないことができる。

第十條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。
第三十六條第一項を次のように改める。

委員長及び委員の報酬は、別に定める。

第十一條 内閣総理大臣等の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第五十五号)は、廃止する。

第三十一條 この法律施行の際、現に公立学校の学長、校長、教員及び部局長で文部教官、文部事務官、地方教官又は地方事務官たるもの並びに教育長及び専門的教職職員は、この法律若しくはこれに基く政令又は他の法律で別に定めるものを除くほか、それぞれ現にある級及び現に受ける号俸に相当する給料をもつて、この法律により当該地方公共団体の公務員に任用され、引き続き現にある職に相当する職についたものとする。

(恩給法の準用)

第三十二條 この法律施行の際、現に恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十九條に規定する公務員たる者が引き続き公立の学校の職員となつた場合には、同法第二十二條に規定する教職職員として勤続するものとみなし、当分の間、これに同法の規定を準用する。

(公立学校の学長等に関する特別規定)

第三十三條 この法律若しくはこれに基く命令又は他の法律の特別の定があるものを除くほか、公立学校の学長、校長、教員及び部局長について必要があるときは、別に地方公共団体の職員に関して規定する法律が制定施行されるまでの間は、政令で、特別の定をすることができる。

(他の法律の改廃)

第三十四條 教育委員会法(昭和二十三年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第九十五條を削る。

十四 國家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第二條第三項第八号及び第十二号に掲げる祕書官

十五 侍從

十六 國家公務員法第二條に掲げる特別職にある者で前各号に掲げるものの外政令で定める者

第二條 前條第一号から第十三号までに掲げる特別職の職員の俸給月額、別表による。
2 前條第十四号から第十六号までに掲げる特別職の職員の俸給月額は、政令で定める。但し、その最高の額は、二万円をこえることができない。

第三條 新たに特別職の職員となつた者には、発令の日から俸給を支給する。但し、退職した者又は罷免された者が即日他の特別職の職員に任ぜられたときは、発令の日の翌日から俸給を支給する。

第四條 特別職の職員が、退職、罷免又は死亡に因り特別職の職員でなくなつたときは、その日まで俸給を支給する。

第五條 前二條の規定により俸給を支給する場合には、その俸給の額は、俸給月額の二十五分の一をもつて俸給日額とし、日割によつて計算する。但し、その額が俸給月額をこえるときは、俸給月額にとどめるものとする。

第六條 俸給は、毎月政令で定める期日に支給する。但し、第四條の場合においては、その際支給する。

第七條 特別職の職員に対して支給する俸給以外の給與は、一般官

別表

| 官職名 | 俸給月額額 |
|--|---------|
| 内閣総理大臣 | 四〇、〇〇〇円 |
| 國務大臣 検事長 大務事 大臣 國家公安委員会委員長 公正取引委員会委員長 全國選管管理委員会委員長 | 三二、〇〇〇円 |
| 宮内府長官 | 二八、八〇〇円 |
| 内閣官房長官 | 二八、〇〇〇円 |
| 公正取引委員会委員 | 二五、六〇〇円 |
| 侍從 公使長 内閣官房次長 政務次長 連立調整中央事務局長 全國選管管理委員会委員 | 二四、〇〇〇円 |

二 一部改正

(8) 地方財政委員会法の一部を改正する法律

(昭和二十三年十二月十八日) (内閣総理・大藏大臣臨) (法律第二百四十八号) (時代理國務大臣署名)

地方財政委員会法の一部を改正する法律

地方財政委員会法 (昭和二十二年法律第五十五号) の一部を次のように改正する。

第四條第二号を次のように改める。

二 衆議院議員の中から代表者として衆議院議長の指名した者 一人

同條中第三号を第四号とし、以下順次一号づつ繰り下げ、第三号として次の一号を加える。

三 参議院議員の中から代表者として参議院議長の指名した者 一人

同條に次の一号を加える。

七 地方財政に關し学識経験のある者 一人

第六條中「三人」を「四人」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

(9) 國家公務員法の一部を改正する法律

(昭和二十三年十二月二十一日) (内閣総理以下) (法律第二百五十八号) (各大臣署名)

國家公務員法の一部を改正する法律

國家公務員法 (昭和二十二年法律第二百十号) の一部を次のように改正する。

第二條第三項に次の二号を加える。

十三 連合國軍の需要に應じ、連合國軍のために勞務に服する者

十四 人事院が指定する公團の職員 (但し、本号は、昭和二十四年三月三十一日限りその効力を失う。)

第五條第二項を削り、第三項を第二項とし、以下順次繰り上げる。

第八條第一項第一号中「第四項」を「第三項」に改め、同條第五項を削る。

第九條中第一号を削り、第二号を第一号とし、以下順次繰り上げる。

第十一條中「第九條第一号、第三号より第五号まで及び第十

二 一部改正

(10) 政府職員の新給與実施に關する法律の一部を改正する法律

(昭和二十三年十二月二十一日) (内閣総理以下) (法律第二百六十五号) (各大臣署名)

政府職員の新給與実施に關する法律の一部を改正する法律

政府職員の新給與実施に關する法律 (昭和二十三年法律第四十六号) の一部を次のように改正する。

第一條から第二十九條までを次のように改め、第三十條を第三十八條とする。

(この法律の目的及び効力)

第一條 この法律は、別に法律で定めるものを除き、國家公務員法 (昭和二十二年法律第二十号) 第二條に規定する一般職に屬する職員 (以下職員という) に關し、その人事及び給與に關する方

一九

針の統一を図るため、昭和二十三年十二月十日附で人事院が国会及び内閣に対し勧告した給與計画を原則的に承認し、これに基づき職員の手給、俸給表、俸給表の調整、扶養手当、勤務地手当、特殊勤務手当、勤務時間、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当並びに給與実施についての規程の制定に関する事項を臨時に定めることを目的とする。この法律は、職員総平均の給與額（俸給、扶養手当、勤務地手当及び特殊勤務手当を含むものとし、これら以外の要素を含まない。）を月額六千三百七十円とする原則を確立するものとする。

2 この法律の規定は、国家公務員法のいかなる條項をも廢止し、若しくは修正し、又はこれに代わるものではない。この法律の規定が国家公務員法又は同法に基づく法律の規定に矛盾する場合においては、その規定は、当然その効力を失う。この法律のすべての規定は、昭和二十五年三月三十一日（法律をもつてそれ以前の期日を定めたときは、その期日）限り、その効力を失う。

3 第九條の規定による職務の分類は、国家公務員法第二十九條その他同法中のこれに関する條項に従い国会の承認を経て定めらるべき職務の分類の計画であつて、且つ、同法の要請するところに適合するものとみなし、その改正が人事院によつて勧告され、国会によつて制定されるまで、その効力をもつ。

（人事院の権限）

第二條 人事院は、この法律の施行に関し、左に掲げる権限を有する。

第五條 新給與実施本部には、本部長一人、次長一人及び必要な部員を置く。

2 本部長は内閣官房長官、次長は大藏省給與局長をもつてあつる。

3 部員は、各省各廳において給與事務を担当する職員で内閣総理大臣が新給與実施本部に勤務すべきことを命じた者をもつてあつる。但し、これらの職員で部員となつた者も、国家公務員法の適用を免除されるものではない。

4 本部長は、部務を総理する。

5 次長は、本部長を助けて部務を整理する。

6 部員は、上司の命を受けて部務に従事する。

（給與の支拂）

第六條 この法律に基づく給與は、第八條第三項及び第四項に規定する場合を除く外、現金で支拂わなければならない。この法律の定めるところに従い國庫からの現金の支拂に當つて、四十九錢以下の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十錢以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げ、計算するものとする。

2 いかなる給與も、法律又は人事院規則に基づき職員に対して支拂い、又は支給してはならない。

3 公務について生じた実費の弁償は、給與には含まれない。

（俸給）

第七條 各職員の受ける俸給は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、且つ、勤勞の強度、勤務時間、勤勞環境その他の勤務

一 この法律の実施及びその技術的解釈に必要な人事院規則を制定し、及び人事院指令を發すること

二 第九條に規定する俸給表の適用範囲を決定すること

三 職員の給與額を研究して、その適當と認める改訂を国会及び内閣に勧告すること、この法律の実施及びその實際の結果に関するすべての事項について調査するとともに、その調査に基づいて調整を命ずること並びに必要に應じ、この法律の目的達成のため適當と認める勧告を附してその研究調査の結果を国会及び内閣に報告すること

四 新たに職員となつた場合及び職員が一の職務の級から他の職務の級に移つた場合の給與並びに同一級内における昇給の基準に関し人事院規則を制定し、及び人事院指令を發すること

五 勤務地手当の支給地域及び支給割合の適正な改訂につき、国会及び内閣に同時に勧告するため、常に全国の各地における生計費の科学的調査を行うこと

六 新給與実施本部が給與についてなした決定に対する職員の異議の申立を受理し、及びこれを審査すること

（実施機関）

第三條 この法律の完全な実施を確保し、その目的を達成するため内閣総理大臣の所轄の下に、臨時に新給與実施本部を置く。

第四條 新給與実施本部は、この法律による給與の決定に関する総合調整及びこの法律においてその権限に属せしめられた事項に関する事務をつかさどる。

條件を考慮したものでなければならない。

第八條 第九條に規定する別表に定められている俸給表には、すべての職務の級の俸給を含むものとする。俸給は、第十九條に規定する勤務時間（以下正規の勤務時間という。）による勤務に対する報酬であつて、この法律に定める扶養手当、勤務地手当、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当を除いた全額とする。

2 第十五條の規定による俸給の調整額及び第十八條の規定による特殊勤務手当は、俸給の一部とする。但し、特殊勤務手当で前條の規定の趣旨に基かないものについては、人事院の定めるところにより俸給の一部としない。

3 住宅、宿所、食事、制服その他これに類する現物手当が支給される場合においては、これを給與の一部とし、別に法律の定めるところにより、その職員の俸給から控除する。但し、予算又は法令の規定に基づいて支給される場合は、この限りでない。

4 前項の規定は、左の各号に掲げる者で、その官職の正規の職務に、左の各号に規定する特殊な勤務が含まれており、且つ、それを正規の勤務時間以外においても行われなければならない職員には適用しない。

一 生命又は財産の保護のため正規の勤務時間以外においても勤務することを要する職員

二 研究又は実験のため臨機の勤務に服することを要する職員

三 正規の職務上、へき地に勤務することを要する職員

四 廳舎の管理責任者であつて、その職務の遂行のため廳舎内に

第二 行政法

居住することを要する職員

第九條 職員の職務は、これを十五級に分類し、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、新給與実施本部長が定める。

2 この法律の定める俸給表は、左に掲げる一般俸給表及び特別俸給表とし、他のいかなる俸給表も認められない。

- 一 一般俸給表(別表第一)
- 二 特別俸給表

税務職員及び経済調査官級別俸給表(別表第二)

警察職員、海上保安廳職員(人事院規則で指定する者に限る。)及び刑務職員級別俸給表(別表第三)

船員級別俸給表(別表第四)

鉄道現業職員級別俸給表(別表第五)

3 前項の俸給表に掲げる額は、月額とする。

4 一般俸給表は特別俸給表の適用を受ける者以外のすべての職員に適用する。但し、第二十八條、第二十九條及び第三十四條に規定する職員には、これらの俸給表を適用しない。

第十條 職員の新俸給額は、昭和二十三年十二月一日現在の俸給の月額(その月額は、昭和二十三年十二月一日現在において、改正前のこの法律並びにこれに基づく政令及び規則の規定に従い、再計算せらるべきものとする。)に對應する別表第六に掲げる新俸給額とする。昭和二十三年十二月一日現在における職員の俸給の月額が別表第六のいずれの号俸にも該当しない場合には、直近号俸をもつてその職員の新俸給額とする。但し、その二つの号俸の俸給

額のいずれにも等しく近い場合には、直近上位の号俸をもつてその職員の新俸給額とする。

2 前項の規定によつて職員が第九條の規定による俸給表の適用を受ける場合においても、その属する職務の級は、変更されない。

3 職員の新俸給が、その職員に適用される俸給表に掲げる職務の級に相当する俸給の幅の最高額をこえる場合においても、第一項に規定する方法により決定した新俸給を支拂うものとする。

4 前項に規定する新俸給額を受ける場合においては、職員が同一の職務の級にある間は、昇給しない。

5 昭和二十三年十二月分の給與の支給を促進するため、俸給、扶養手当及び勤務地手当の調整に関し、この法律の規定に従つてなす再計算は、昭和二十三年十二月一日から実施して昭和二十四年一月中に終了し、且つ、各職員のこれらの給與に関する必要な調整は、昭和二十四年一月中に終了しなければならない。

6 昭和二十三年十二月一日から始まる給與に関しては、昭和二十三年十二月分の支給は、新給與実施本部長の定めるところにより、昭和二十三年六月以降の政府職員の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第九十五号)に基き昭和二十三年十二月分として各職員に支給すべき俸給、扶養手当及び勤務地手当の給與の額の百分の百六十六・三に相当する額とするものとする。

第十一條 前條の規定は、十五級に格付される官職については適用しない。

2 前項の格付は、第七條の規定の趣旨に基き、新給與実施本部長

が行う。

第十二條 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務総裁、各省大臣、最高裁判所長官、会計検査院長若しくは人事院総裁(以下各廳の長という。)又は各廳の長の委任を受けた者は、新給與実施本部長の定めるところに従い、職員の毎月の俸給は、遅くともその月の二十五日までに、これに基いてその支給を受けるよう、この法律を適用しなければならない。

第十三條 新たに職員となつた場合及び職員が一の職務の級から他の職務の級に移つた場合の俸給並びに同一級内における昇給の基準は、これに関する人事院規則が制定施行される日までには政令で定める。

第十四條 俸給の支給に関しては、官吏俸給令(昭和二十一年勅令第九十二号)又は国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)第二十五條及び同條の規定による国会職員給與規程による俸給支給の例による。但し、毎月二回以上の俸給支給の定又は慣習のある場合には、その例によることができる。

(俸給の調整額)

第十五條 人事院は、第九條に規定する俸給表の額が左の各号に規定する特殊の官職に対して適当でないとき、その特殊性に基いて、その俸給表に掲げられている俸給額につき適正な調整額を定めることができる。但し、その特殊性が、その職務の級に属する同種の職務を行う官職にひとしく含まれている場合においては、その官職をこの法律に規定する俸給表の級に格付する

に際し、その特殊性を考慮に入れることを妨げるものではない。

この場合においては、その俸給の月額を本條の規定によつて調整することはできない。

一 その職務及び責任の度が、この法律に規定する俸給表のある級に相当する場合において同一級の官職に属する他の職員が通常勤務する場所に比して、き遠又は交通困難な場所において勤務する職員の官職

二 同一級の官職に通常含まれている労働の困難又は危険の度に比して著しい困難又は危険を含む職務にかかる官職

2 前項の規定による俸給の調整額は、その調整前における俸給の月額の百分の二十五をこえてはならない。

3 人事院は、教育職員及びその他特別の勤務に従事する職員に対するこの法律の俸給表の適用について研究し、教育職員及びその他特別の勤務に従事する職員の俸給表その他これに関する事項につき必要と認める勧告を国会及び内閣に同時にしなければならない。

(扶養手当)

第十六條 扶養手当は、扶養親族のある職員の前して支給する。

2 扶養手当の支給については、左に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者を扶養親族とする。

一 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

第二 行政法

- 二 満十八歳未満の子及び孫
- 三 満六十歳以上の父母及び祖父母
- 四 満十八歳未満の弟妹
- 五 不具廢疾者

3 扶養手当の月額、前項第一号に該当する扶養親族については六百円とし、同項第二号から第五号までの扶養親族については一人につき四百円とする。但し、満十八歳未満の子のうち一人については六百円とする。

(勤務地手当)

第十七條 勤務地手当は、生計費が著しく高い特定の地域に在勤務する職員に対し支給する。

2 勤務地手当の月額、俸給の月額と扶養手当の月額との合計額に一定の割合を乗じた額とする。

3 勤務地手当の割合及び地域の区分は、なお従前の例による。

(特殊勤務手当)

第十八條 特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給の方法は、その特殊勤務手当が俸給表の俸給に組み入れられ、又は第十五條の規定による調整が行われるまでは、政府職員の特殊勤務手当に関する政令(昭和二十三年政令第三百二十三号)又は国会職員法第二十五條及び同條の規定による国会職員給與規程の定めるところによる。

(一週間の勤務時間)

第十九條 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、一週間について四十時間を下らず四十八時間をこえない範囲内において、人事院規

則で定める。

2 各廳の長は、その官廳の特殊の必要に應ずるため、人事院の承認を経て、休憩時間を除き、一週間について四十時間を下らず四十八時間をこえない範囲内において、前項の規定によつて定められた勤務時間を変更し又は延長することができる。

3 前二項の勤務時間は、特に支障のない限り、月曜日から土曜日までの六日間においてその割振を行い、日曜日は、勤務を要しない日とする。但し、各廳の長は、特別の勤務に従事する職員につき、人事院規則の定めるところにより、日曜日以外の日をもつて勤務を要しない日とすることができる。

(給與の減額)

第二十條 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認のあつた場合を除く外、その勤務しない一時間につき、第二十四條に規定する勤務一時間当りの給與額を減額して給與を支給する。

(超過勤務手当)

第二十一條 正規の勤務時間をこえて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間をこえて勤務したすべての時間に対して、勤務一時間につき、第二十四條に規定する一時間当りの給與額に左の割合を乗じた額に相当する金額を超過勤務手当として支給する。

一 正規の勤務時間をこえ突働一日八時間になるまでの部分 百

分の百

二 突働一日八時間をこえる部分 百分の百二十五

但し、その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合には 百分の百五十

(休日給)

第二十二條 職員には、正規の勤務日が休日に当つても、正規の給與を支給する。

2 休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、第二十四條に規定する勤務一時間当りの給與額の百分の百二十五を休日給として支給する。正規の勤務時間外に勤務をしても、休日給は、支給されない。

3 前二項において「休日」とは、國民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する日をいう。

(夜勤手当)

第二十三條 正規の勤務時間として午後十時から翌日の午前五時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、第二十四條に規定する勤務一時間当りの給與額の百分の二十五を夜勤手当として支給する。

(勤務一時間当りの給與額の算出)

第二十四條 前四條に規定する勤務一時間当りの給與額は、俸給の月額と勤務地手当の月額との合計額に十二を乗じ、その額を一週間の勤務時間に五十二を乗じたもので除した額とする。

(俸給の更正決定)

第二十五條 新給與実施本部長は、各廳の長又はその委任を受けた者が第十二條の規定により決定した職員の俸給が第九條又は第十條の規定に合致しないと認めるときは、その俸給を更正し、又はその俸給の更正を命ずることができる。

(審査の請求)

第二十六條 この法律の規定による給與の決定(前條の規定による俸給の更正決定を含む)に関して苦情のある職員は、新給與実施本部長に対し審査の請求をすることができる。

2 前項の請求があつたときは、新給與実施本部長は、前條に準じて、これに関する決定をなし、これを本人及び関係各廳に通知しなければならない。

第二十七條 前條第二項の決定に関して苦情のある職員は、人事院の定める手續に従い、人事院に異議の申立をなしその決定を求めることができる。

2 前條第二項の規定は前項の場合に準用する。この場合において、「新給與実施本部長」とあるのは「人事院」と、「関係各廳」とあるのは「新給與実施本部及び関係各廳」と読み替へるものとする。

(非常勤職員等の給與)

第二十八條 委員、顧問若しくは參與の職にある者又は人事院の指定するこれらに準ずる職にある者で常勤を要しない職員については、勤務一日につき千円をこえない範囲内において、各廳の長が

新給與実施本部長の承認を得て手当を支給することができる。これらの職員には、他のいかなる給與も支給しない。

第二十九條 政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律（昭和二十二年法律第七十一号）第二條第二項の規定による一般職種別賃金の適用を受ける職員には、この法律の規定にかかわらず、同法に基いて給與を支給する。

（給與の額及び割合の検討）

第三十條 國會は、給與の額又は割合の改訂が必要であるかどうかを決定するために、この法律の制定又は改正の基礎とされた経済的諸要素の変化を考慮して、人事院の行つた調査に基づき、定期的給與の額及び割合の検討を行うものとする。この目的のために、人事院は、総理廳統計局、労働省その他の政府機關から提供を受けた正確適切な統計資料を利用して、事実の調査を行い、給與に関する勧告を作成する。

（罰則）

第三十一條 この法律の規定に違反して給與を支拂い、若しくはその支拂を拒み、又はこれらの行爲を故意に容認した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

附則

第三十二條 この法律は、昭和二十四年一月一日から施行する。昭和二十三年会計年度におけるこの法律実施後の残余期間において、予算に不足があるにもかかわらず昭和二十三年十二月中にこの法律による利益を職員に與えるために、この法律の定める俸

給、扶養手当、勤務地手当及び特殊勤務手当の支給に関する規定は、昭和二十三年十二月一日から適用する。なお、昭和二十四年一月分及び二月分として各人に対し支給されるこれらの給與は、この法律の定めるところにより支給すべき昭和二十四年一月分及び二月分の各人に対するこれらの給與の額から、それぞれ百分の十七・五を差し引いたものとする。

第三十三條 昭和二十三年十二月一日以後において、昭和二十三年六月以降の政府職員の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第九十五号）又は國會職員法第二十五條及び同條の規定による國會職員給與規程の規定に基いて職員に支給された給與は、この法律による給與の内拂とみなす。

2 政府は、昭和二十三年十二月分として職員に支給すべき給與で前項の規定により内拂とみなされた給與の額以外の残額は、これを昭和二十三年十二月中に支給しなければならない。

第三十四條 未帰還職員の給與の取扱については、この法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三十五條 職務の性質により勤務時間が第十九條の勤務時間の最高限をこえることを必要とし、且つ、その勤務時間が俸給算定の基礎となつてゐる職務については、その勤務時間は、なお従前の例による。

第三十六條 左に掲げる法令は、これを廢止する。
政府職員の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第十二号）
昭和二十三年六月以後の政府職員の俸給等に関する法律（昭和

二十三年法律第九十五号）

明治九年太政官達第二十七号（日曜日休暇の件）

昭和二十三年六月以降の年齢による最低保証給に関する政令（昭和二十三年政令第二百三十四号）

2 労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給與の應急措置に関する法律（昭和二十二年法律第六十七号）及び大正十一年閣令

別表を次のように改める。

別表第一

一般俸給表

| 職務の級 | 給 | 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 十 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 一級 | 11,800 | 11,470 | 11,140 | 10,810 | 10,480 | 10,150 | 9,820 | 9,490 | 9,160 | 8,830 | 8,500 |
| 二級 | 11,470 | 11,140 | 10,810 | 10,480 | 10,150 | 9,820 | 9,490 | 9,160 | 8,830 | 8,500 | 8,170 |
| 三級 | 11,140 | 10,810 | 10,480 | 10,150 | 9,820 | 9,490 | 9,160 | 8,830 | 8,500 | 8,170 | 7,840 |
| 四級 | 10,810 | 10,480 | 10,150 | 9,820 | 9,490 | 9,160 | 8,830 | 8,500 | 8,170 | 7,840 | 7,510 |
| 五級 | 10,480 | 10,150 | 9,820 | 9,490 | 9,160 | 8,830 | 8,500 | 8,170 | 7,840 | 7,510 | 7,180 |
| 六級 | 10,150 | 9,820 | 9,490 | 9,160 | 8,830 | 8,500 | 8,170 | 7,840 | 7,510 | 7,180 | 6,850 |
| 七級 | 9,820 | 9,490 | 9,160 | 8,830 | 8,500 | 8,170 | 7,840 | 7,510 | 7,180 | 6,850 | 6,520 |
| 八級 | 9,490 | 9,160 | 8,830 | 8,500 | 8,170 | 7,840 | 7,510 | 7,180 | 6,850 | 6,520 | 6,190 |
| 九級 | 9,160 | 8,830 | 8,500 | 8,170 | 7,840 | 7,510 | 7,180 | 6,850 | 6,520 | 6,190 | 5,860 |
| 十級 | 8,830 | 8,500 | 8,170 | 7,840 | 7,510 | 7,180 | 6,850 | 6,520 | 6,190 | 5,860 | 5,530 |
| 十一級 | 8,500 | 8,170 | 7,840 | 7,510 | 7,180 | 6,850 | 6,520 | 6,190 | 5,860 | 5,530 | 5,200 |
| 十二級 | 8,170 | 7,840 | 7,510 | 7,180 | 6,850 | 6,520 | 6,190 | 5,860 | 5,530 | 5,200 | 4,870 |

一一一 一部改正

第六号（官廳職務時間並休暇に関する件）中この法律にてい觸する部分は、その効力を失う。

第三十七條 國家公務員法の一部を次のように改正する。
國家公務員法第二十九條第五項中「第十四條」を、「第九條」に改める。

第一行政法

| | | | | | | |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 十三級 | 二,六九五 | 一三,〇六八 | 一三,四三三 | 一三,八六六 | 一四,二二二 | 一四,六八九 |
| 十四級 | 一四,六一九 | 一五,〇三七 | 一五,四六七 | 一五,九一〇 | 一六,三六五 | 一六,八三九 |
| 十五級 | 一八,三三〇 | 一九,四九〇 | 二一,七〇〇 | 二三,六二〇 | | |

稅務職員及び經濟調査官級別俸給表

| 職務の級 | 給 | 一號 | 二號 | 三號 | 四號 | 五號 | 六號 | 七號 | 八號 | 九號 | 十號 | 十一號 | 十二號 |
|------|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|----|-----|-----|
| 一級 | 一號 | 二,八四四 | 二,九二六 | 三,〇〇九 | 三,〇九六 | 三,一八四 | 三,二七五 | 三,三六九 | 三,四六六 | 三,五六五 | | | |
| 二級 | 一號 | 三,三六九 | 三,五五五 | 三,七三二 | 三,九一三 | 四,〇九三 | 四,二七八 | 四,四六八 | 四,六四九 | 四,八三〇 | | | |
| 三級 | 一號 | 四,〇三三 | 四,四六八 | 四,七二七 | 四,八六三 | 五,〇〇二 | 五,一四五 | 五,二九二 | 五,四三〇 | 五,五六五 | | | |
| 四級 | 一號 | 五,一四三 | 五,二九二 | 五,四四〇 | 五,六〇〇 | 五,七六〇 | 五,九二五 | 六,〇九四 | 六,二六三 | 六,四三二 | | | |
| 五級 | 一號 | 六,〇九五 | 六,二六九 | 六,四四八 | 六,六三三 | 六,八三三 | 七,〇三八 | 七,二九二 | 七,四九六 | 七,七〇〇 | | | |
| 六級 | 一號 | 七,〇一六 | 七,四二六 | 七,八三七 | 八,三三三 | 八,八三三 | 九,〇四七 | 九,三〇六 | 九,五六六 | 九,八二五 | | | |
| 七級 | 一號 | 八,三三三 | 八,七九六 | 九,〇四七 | 九,三〇六 | 九,五七三 | 九,八四七 | 一〇,一三九 | 一〇,四三九 | 一〇,七三九 | | | |
| 八級 | 一號 | 九,三〇六 | 九,五七三 | 九,八四七 | 一〇,一三九 | 一〇,四三九 | 一〇,七三九 | 一〇,一〇四 | 一〇,四〇四 | 一〇,七〇四 | | | |
| 九級 | 一號 | 一〇,四一九 | 一〇,七七七 | 一〇,一〇四 | 一〇,三三九 | 一〇,五七三 | 一〇,八〇七 | 一一,〇四一 | 一一,二七五 | 一一,五〇九 | | | |

別表第三

警察職員、海上保安廳職員（人事院規則で指定する者に限る。）及び刑務職員級別俸給表

| 職務の級 | 給 | 一號 | 二號 | 三號 | 四號 | 五號 | 六號 | 七號 | 八號 | 九號 | 十號 | 十一號 |
|------|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 一級 | 一號 | 三,五五五 | 三,六六七 | 三,七七八 | 三,八八〇 | 三,九九一 | 四,一〇五 | 四,二二三 | 四,三三〇 | 四,四三六 | 四,五四六 | 四,六五七 |
| 二級 | 一號 | 四,四六六 | 四,七三七 | 四,八八三 | 五,〇〇〇 | 五,一四二 | 五,二八二 | 五,四二二 | 五,五六〇 | 五,七〇〇 | 五,八四〇 | 五,九八〇 |
| 三級 | 一號 | 五,一四五 | 五,二九三 | 五,四四〇 | 五,五九〇 | 五,七四〇 | 五,八九五 | 六,〇九五 | 六,二〇五 | 六,三六〇 | 六,五一〇 | 六,六六〇 |

別表第四

船員級別俸給表

| 職務の級 | 給 | 一號 | 二號 | 三號 | 四號 | 五號 | 六號 | 七號 | 八號 |
|------|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 一級 | 一號 | 二,八四四 | 二,九二六 | 三,〇〇九 | 三,〇九六 | 三,一八四 | 三,二七五 | 三,三六九 | 三,四六六 |
| 二級 | 一號 | 三,〇〇九 | 三,〇九六 | 三,一八四 | 三,二七五 | 三,三六九 | 三,四六六 | 三,五六五 | 三,五六五 |
| 三級 | 一號 | 三,一八四 | 三,二七五 | 三,三六九 | 三,四六六 | 三,五六五 | 三,五六五 | 三,五六五 | 三,五六五 |
| 四級 | 一號 | 三,二七五 | 三,三六九 | 三,四六六 | 三,五六五 | 三,五六五 | 三,五六五 | 三,五六五 | 三,五六五 |
| 五級 | 一號 | 三,三六九 | 三,四六六 | 三,五六五 | 三,五六五 | 三,五六五 | 三,五六五 | 三,五六五 | 三,五六五 |
| 六級 | 一號 | 三,四六六 | 三,五六五 | 三,五六五 | 三,五六五 | 三,五六五 | 三,五六五 | 三,五六五 | 三,五六五 |
| 七級 | 一號 | 三,五六五 | 三,五六五 | 三,五六五 | 三,五六五 | 三,五六五 | 三,五六五 | 三,五六五 | 三,五六五 |
| 八級 | 一號 | 三,五六五 | 三,五六五 | 三,五六五 | 三,五六五 | 三,五六五 | 三,五六五 | 三,五六五 | 三,五六五 |

一一一部改正

| 職務の級 | 給 | 一號 | 二號 | 三號 | 四號 | 五號 | 六號 | 七號 | 八號 | 九號 |
|------|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 一級 | 一號 | 二,八四四 | 二,九二六 | 三,〇〇九 | 三,〇九六 | 三,一八四 | 三,二七五 | 三,三六九 | 三,四六六 | 三,五六五 |
| 二級 | 一號 | 三,〇〇九 | 三,〇九六 | 三,一八四 | 三,二七五 | 三,三六九 | 三,四六六 | 三,五六五 | 三,五六五 | 三,五六五 |
| 三級 | 一號 | 三,一八四 | 三,二七五 | 三,三六九 | 三,四六六 | 三,五六五 | 三,五六五 | 三,五六五 | 三,五六五 | 三,五六五 |
| 四級 | 一號 | 三,二七五 | 三,三六九 | 三,四六六 | 三,五六五 | 三,五六五 | 三,五六五 | 三,五六五 | 三,五六五 | 三,五六五 |
| 五級 | 一號 | 三,三六九 | 三,四六六 | 三,五六五 | 三,五六五 | 三,五六五 | 三,五六五 | 三,五六五 | 三,五六五 | 三,五六五 |
| 六級 | 一號 | 三,四六六 | 三,五六五 | 三,五六五 | 三,五六五 | 三,五六五 | 三,五六五 | 三,五六五 | 三,五六五 | 三,五六五 |
| 七級 | 一號 | 三,五六五 | 三,五六五 | 三,五六五 | 三,五六五 | 三,五六五 | 三,五六五 | 三,五六五 | 三,五六五 | 三,五六五 |
| 八級 | 一號 | 三,五六五 | 三,五六五 | 三,五六五 | 三,五六五 | 三,五六五 | 三,五六五 | 三,五六五 | 三,五六五 | 三,五六五 |
| 九級 | 一號 | 三,五六五 | 三,五六五 | 三,五六五 | 三,五六五 | 三,五六五 | 三,五六五 | 三,五六五 | 三,五六五 | 三,五六五 |
| 十級 | 一號 | 三,五六五 | 三,五六五 | 三,五六五 | 三,五六五 | 三,五六五 | 三,五六五 | 三,五六五 | 三,五六五 | 三,五六五 |
| 十一級 | 一號 | 三,五六五 | 三,五六五 | 三,五六五 | 三,五六五 | 三,五六五 | 三,五六五 | 三,五六五 | 三,五六五 | 三,五六五 |
| 十二級 | 一號 | 三,五六五 | 三,五六五 | 三,五六五 | 三,五六五 | 三,五六五 | 三,五六五 | 三,五六五 | 三,五六五 | 三,五六五 |

第二 行政法

| | | |
|----|--------|--------|
| 五五 | 七、八〇〇 | 一一、〇二四 |
| 五六 | 八、〇六〇 | 一一、三三九 |
| 五七 | 八、三二〇 | 一一、六六四 |
| 五八 | 八、五八〇 | 一一、九九八 |
| 五九 | 八、八四〇 | 一二、三四一 |
| 六〇 | 九、一〇〇 | 一二、六九五 |
| 六一 | 九、三六〇 | 一三、〇五八 |
| 六二 | 九、六二〇 | 一三、四三二 |
| 六三 | 九、八八〇 | 一三、八一六 |
| 六四 | 一〇、一四〇 | 一四、二二二 |
| 六五 | 一〇、四〇〇 | 一四、六一九 |
| 六六 | 一〇、九二〇 | 一五、〇三七 |
| 六七 | 一一、四四〇 | 一五、四六七 |
| 六八 | 一一、九六〇 | 一五、九一〇 |
| 六九 | 一二、四八〇 | 一六、三六五 |
| 七〇 | 一三、〇〇〇 | 一六、八三四 |

地方自治法の一部を改正する法律

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十條第一項中「その家族等に対する俸給その他の給與に関する事務」の下に「並びに特別未帰還者給與法（昭和二十三年法律第二百七十九号）の施行に関する事務」を加え、同項に次の但書を加える。

但し、政令で特例を設けることができる。

同條第二項中「特例」を「必要な規定」に改める。

附則

この法律は、昭和二十四年一月一日から施行する。

三 確 認

(11) 地方自治法の一部を改正する法律

（昭和二十三年十二月二十九日）（内閣総理大臣臨時代理國務・厚生大臣署名）
法律第二百八十八号

(12) 新聞出版用紙割当事務廳設置法附則第三項の規定に基く同法の継続に対する國會の確認を求めるの件

新聞出版用紙割当事務廳設置法附則第三項の規定に基

く同法の継続に対する國會の確認を求めるの件
新聞出版用紙割当事務廳設置法（昭和二十三年法律第二百一十一号）附則第三項の規定による國會の確認の議決を求める。

四 同 意

(13) 浅井清、山下興家、上野陽一を人事官に任命することに就いて同意を求めるの件

（昭和二十三年十二月七日）
議決

左記の者を頭書のとおり人事官に任命するについて、國家公務員法第五條の規定に依り貴院（両院各通）の同意を求めます。

| | |
|-----|------|
| 人事官 | 浅井清 |
| 同 | 山下興家 |
| 同 | 上野陽一 |

五 議 決

三 確 認 四 同 意 五 議 決

(14) 職業安定法第十二條第十一項の規定に基き、職業安定委員会委員の旅費支給額改訂に關し議決を求めるの件

（昭和二十三年十二月十一日）
議決

職業安定委員会委員の旅費支給額改訂に關する件

職業安定法第十二條の規定による職業安定委員会委員が、その公務のため旅行する場合の旅費額は昭和二十三年七月十日（準急行料金については昭和二十三年七月十八日、宿泊料については、昭和二十三年八月十日）以後の旅行につき別表の通り改訂支給する。これが支給方法は内國旅費規則及び關係規定によるものとする。

職業安定委員会委員旅費額

| 中 央 | 区 分 | | 日当 日につき | 宿泊料 一夜につき | 食卓料 一夜につき |
|----------|-----------|------------------|------------|--------------|--------------|
| | 船賃 につき | 鉄道 車馬賃 一キロ | | | |
| 委員 一等 | 四四五十錢 | 百八十錢 | 百九十二圓 | 七百六十六圓 | 百九十二圓 |
| 會長 | 四四八十錢 | 百九十二圓 | 七百六十六圓 | 百九十二圓 | 九百四十七圓 |

第三 司法法

一 新制定法

(15) 刑事訴訟法施行法

(昭和二十三年十二月十八日) (法務総
法律第二百四十九号) (裁署名)

刑事訴訟法施行法

第一條 この法律において、「新法」とは、刑事訴訟法を改正する法律(昭和二十三年法律第百三十一号)による改正後の刑事訴訟法をいい、「旧法」とは、従前の刑事訴訟法(大正十一年法律第七十五号)をいい、「應急措置法」とは、日本國憲法の施行に伴う刑事訴訟法の應急的措置に関する法律(昭和二十二年法律第七十六号)をいう。

第二條 新法施行前に公訴の提起があつた事件については、新法施行後も、なお旧法及び應急措置法による。

第三條 前條の事件については、前條の規定にかかわらず、新法第五十三條の規定を適用する。但し、新法施行前に終結した被告人の訴訟記録については、その保存状態、閲覧のための設備その

一 新制定法

他の事情によりこれを閲覧させることが著しく困難なときは、新法施行後六箇月間に限り、その閲覧を許さないことができる。

第四條 新法施行の際まだ公訴が提起されていない事件については、新法を適用する。但し、新法施行前に旧法及び應急措置法によつて生じた効力を妨げない。

2 前項但書の場合において、旧法又は應急措置法によつてした訴訟手續で新法にこれに相当する規定のあるものは、これを新法によつてしたものとみなす。

第五條 前條の事件について、被告人からあらかじめ書面で弁護人を必要としない旨の申出があつたときは、簡易裁判所においては、新法施行の日から一年間は、新法第二百八十九條の規定にかかわらず、弁護人がなくても開廷することができる。

第六條 第四條の事件について、新法施行前から進行を始めた法定の期間及び訴訟行為をすべき者の住居又は事務所の所在地と裁判所所在地との距離に従つて法定の期間に加えるべき期間については、新法施行後も、なお旧法及び應急措置法による。

第七條 第四條の事件について、新法施行前に旧法により過料に処すべき行為をした者の処罰については、新法施行後も、なお旧法による。

第八條 新法施行前に旧法第二百五十五條の規定により裁判官の命じた鑑定については、新法施行後も、なお旧法による。

第九條 新法施行前に公訴を提起しない処分をした事件については、新法第二百六十二條第二項中「第二百六十條の通知を受けた

日から七日以内に」とあるのは、「新法施行の日から一箇月以内に」と読み替えるものとする。

第十條 新法第四十六條の規定により訴訟関係人から裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本の交付を請求する場合の費用の額は、当分の間、その謄本又は抄本の用紙一枚につき五円とする。第二條の事件について旧法第五十三條の規定により請求する場合についても、同様である。

2 前項の費用は、収入印紙で納めさせることができる。

第十一條 新法第五十三條第四項の規定による訴訟記録閲覧の手数料は、当分の間、一件につき一回十円とする。

2 前條第二項の規定は、前項の手数料に準用する。

第十二條 新法施行の際現に係属している私訴については、民事訴訟法を適用する。但し、旧法及び應急措置法によつて生じた効力を妨げない。

第十三條 この法律に定めるものを除く外、新法施行の際現に裁判所に係属している事件の処理に關し必要な事項は、裁判所の規則の定めるところによる。

第十四條 衆議院議員選挙法（大正十四年法律第四十七号）第四百一十一條ノ二參議院議員選挙法（昭和二十二年法律第十一号）第七十五條において例による場合並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第六十八條第三項及び政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第四十六條において準用する場合を含む。）の適用については、旧法中私訴に關する規定は、新法施行後

も、なおその効力を有する。この場合において、旧法第五百六十九條及び第五百九十五條中に引用されている旧法の規定で、これに相当する新法の規定のあるものは、新法の規定が引用されているものとする。

第十五條 刑事訴訟費用法（大正十年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第一條中「及通事」を「通譯人及翻譯人」に、「止宿料」を「宿泊料」に改め、「豫審又ハ」を削り、同條に次の一号を加える。

三 刑事訴訟法第三十八條ノ規定ニ依リ辯護人ニ給スヘキ日當、旅費、宿泊料及報酬

第二條中「豫審判事、受託判事又ハ裁判所」を「裁判所又ハ受託裁判官」に改める。

第三條第一項中「及通事」を「通譯人及翻譯人」に、「豫審判事、受託判事又ハ裁判所」を「裁判所又ハ受託裁判官」に改め、同條第二項を次のように改める。

鑑定料、通譯料、翻譯料及鑑定人、通譯人又ハ翻譯人ニ對シ辨償スヘキ立替金ノ額ハ裁判所又ハ受託裁判官ノ相当ト認ムル所ニ依ル

第四條中「及通事」を「通譯人及翻譯人」に、「豫審判事、受託判事又ハ裁判所」を「裁判所又ハ受託裁判官」に改める。

第五條中「及通事ノ止宿料」を「通譯人及翻譯人ノ宿泊料」に、「豫審判事、受託判事又ハ裁判所」を「裁判所又ハ受託裁判官」に改める。

一月一日）から施行する。

(16) 罰金等臨時措置法

（昭和二十三年十二月十八日）（法務総）
（法律第二百五十一号）（裁署名）

罰金等臨時措置法

第一條 經濟事情の変動に伴う罰金及び料金の額等に関する特例は、当分の間、この法律の定めるところによる。

第二條 罰金は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第十五條及び刑法施行法（明治四十一年法律第二十九号）第二十條の規定にかかわらず、千円以上とする。但し、これを減輕する場合において、千円以下に下げることができる。

2 料金は、刑法第十七條及び刑法施行法第二十條の規定にかかわらず、五円以上千円未満とする。

第三條 左に掲げる罪につき定めた罰金については、それぞれその多額の五十倍に相当する額をもつてその多額とする。

一 刑法の罪。但し、第五百五十二條の罪を除く。
二 暴力行爲等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪

三 經濟關係罰則の整備に関する法律（昭和十九年法律第四号）の罪

2 刑法第五百五十二條中「一円以下」とあるのは、「五十円以下」

この法律は、刑事訴訟法を改正する法律施行の日（昭和二十四年

附則

第十七條 司法警察事務上巡查に於て警部代理方（明治十四年司法省布達甲第五号）及び裁判官言渡の謄本等を求むる者費用上納額（明治十四年司法省布達甲第七号）は、廢止する。

第六條中「及通事」を「通譯人及翻譯人」に、「止宿料」を「宿泊料」に改め、「豫審ニ付テハ其ノ終結前公判ニ付テハ」を削る。
第七條を次のように改める。
第七條 刑事訴訟法第三十八條ノ規定ニ依リ辯護人ニ給スヘキ日當、旅費及宿泊料ニ付テハ第三條乃至前條ノ規定ヲ準用ス但シ辯護人カ期日ニ出頭シ又ハ取調若ハ處分ニ立會ヒタル場合ニ限ル
同法第三十八條ノ規定ニヨリ辯護人ニ給スヘキ報酬ノ額ハ裁判所ノ相当ト認ムル所ニ依ル

第十六條 訴訟費用等臨時措置法（昭和十九年法律第二号）の一部を次のように改正する。

第三條中「刑事訴訟費用法第三條」及び「刑事訴訟費用法第四條」の下に「（同法第七條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」を加え、「民事訴訟費用法第十二條及刑事訴訟費用法第五條ノ止宿料」を「民事訴訟費用法第十二條ノ止宿料及刑事訴訟費用法第五條ノ宿泊料（同法第七條第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」に改める。

第三 司法法

とする。

第四條 前條第一項各号に掲げる罪以外の罪(條例の罪を除く。)につき定めた罰金については、その多額が二千円に満たないときはこれを二千円とし、その寡額が千円に満たないときはこれを千円とする。但し、罰金の額が一定の金額に倍数を乗じて定められる場合は、この限りでない。

2 前項但書の場合において、その罰金の額が千円に満たないときは、これを千円とする。

3 第一項の罪につき定めた料料で特にその額の定のあるものについては、その定がないものとする。但し、料料の額が一定の金額に倍数を乗じて定められる場合は、この限りでない。

第五條 法律で命令に罰金の罰則を設けることを委任してゐる場合において、その委任に基いて規定することができ罰金額の最高限度が二千円に満たないときは、これを二千円とする。

第六條 刑法第二十五條中「五千円以下ノ罰金」とあるのは「五万円以下ノ罰金」とする。

第七條 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第六十條第三項、第九十九條第一項及び第二百十七條中「五百円以下の罰金」とあるのは、第三條第一項各号に掲げる法律の罪については、「二万五千円以下の罰金」とし、その他の罪については、「二千円以下の罰金」とする。

2 第三條第一項各号に掲げる法律の罪については、刑事訴訟法第二百八十四條中「五千円以下の罰金」とあるのは、「五万円以下

四〇

の罰金」とし、同法第二百八十五條第二項中「五千円を超える罰金」とあるのは、「五万円を超える罰金」とする。

3 刑事訴訟法第四百六十一條第一項中「五千円以下の罰金」とあるのは、「五万円以下の罰金」とする。

4 刑事訴訟法第四百九十五條第三項中「二十円」とあるのは、「二百円」とする。

附 則

1 この法律は、昭和二十四年二月一日から施行する。

2 條例の罰則でこの法律施行の際現に効力を有するものについては、第二條の規定は、この法律施行の日から六箇月間は、適用しない。この法律施行後六箇月を経るまでになされた違反行為に対してこれらの罰則を適用する場合には、この法律施行後六箇月を経た後においても、また同様とする。

3 第四條の規定は、第三回國會で成立した法律の罰則についても適用する。

二 一部改正

(17) 裁判所法の一部を改正する等の法律

(昭和二十三年十二月二十一日) (法務総) (法律 第二百六十号) (裁署名)

裁判所法の一部を改正する等の法律

第一條 裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 簡易裁判所」を「第三章 家庭裁判所」に改める。

第二條中「及び簡易裁判所」を、「家庭裁判所及び簡易裁判所」に改める。

第十條第一号中「判断するとき。」の下に「(意見が前に大法廷でした、その法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するとの裁判と同じであるときを除く。)」を加える。

第十三條中「事務局」を「事務総局」に改める。

第十四條の二(最高裁判所図書館) 最高裁判所に国立國會図書館の支部図書館として、最高裁判所図書館を置く。

第十六條第一号から第三号までを次のように改める。

- 一 地方裁判所の第一審判決、家庭裁判所の判決及び簡易裁判所の刑事に関する判決に対する控訴
- 二 第七條第二号の抗告を除いて、地方裁判所及び家庭裁判所の決定及び命令並びに簡易裁判所の刑事に関する決定及び命令に対する抗告
- 三 刑事に関するものを除いて、地方裁判所の第二審判決及び簡易裁判所の判決に対する上告

第十九條中「地方裁判所」の下に「又は家庭裁判所」を加える。

二 一部改正

第二十四條第二号及び第三号を次のように改める。

二 第十六條第一号の控訴を除いて、簡易裁判所の判決に対する控訴

三 第七條第二号及び第十六條第二号の抗告を除いて、簡易裁判所の決定及び命令に対する抗告

第二十八條中「他の地方裁判所」の下に「、家庭裁判所又はその高等裁判所」を加える。

第三編第三章を第四章とし、第三十一條の次に、次の一章を加える。

第三章 家庭裁判所

第三十一條の二(構成) 各家庭裁判所は、相應な員数の判事及び判事補でこれを構成する。

第三十一條の三(裁判権その他の権限) 家庭裁判所は、左の権限を有する。

- 一 家事審判法で定める家庭に関する事件の審判及び調停
- 二 少年法で定める少年の保護事件の審判
- 三 少年法第三十七條第一項に掲げる罪に係る訴訟の第一審の裁判

家庭裁判所は、禁錮以上の刑を科することができない。家庭裁判所は、この法律に定めるものの外、他の法律において特に定める権限を有する。

第三十一條の四(一人制・合議制) 家庭裁判所は、審判又は裁判を行うときは、一人の裁判官でその事件を取り扱う。但し、他

の法律において裁判官の合議体で取り扱うべきものと定められたときは、その定に従う。

前項但書の合議体の裁判官の員数は、三人とし、そのうち一人を裁判長とする。

第三十一條の五(地方裁判所の規定の準用) 第二十七條乃至第三十一條の規定は、家庭裁判所にこれを準用する。

第三十三條第一項第二号中「未遂罪に係る訴訟」の下に「第三十一條の三第一項第三号の訴訟を除く。」を加える。

第四十一條第二項中「法務廳事務官、法務廳教官又は少年審判官」を「法務廳事務官又は法務廳教官」に改める。

第四十二條第一項第五号を次のように改める。

五、裁判所調査官又は司法研修所教官

第四十四條第一項第四号中「法務廳事務官、法務廳教官又は少年審判官」を「法務廳事務官又は法務廳教官」に改める。

第五十條中「高等裁判所又は地方裁判所」を「高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所」に改める。

第五十三條第三項中「事務局」を「事務総局」に改める。

第五十四條中「(最高裁判所長官秘書官)」を「(最高裁判所の裁判官の秘書官)」に改め、同條第一項中「最高裁判所長官秘書官一人」の下に「及び最高裁判所判事秘書官十四人」を加え、同條第二項中「最高裁判所長官秘書官」の下に「及び最高裁判所判事秘書官」を加え、同條第三項中「最高裁判所長官の」の下に「、最高裁判所判事秘書官は、最高裁判所判事の」を加える。

調査その他少年法で定める事務を掌る。
最高裁判所は、少年保護司の中から、上席少年保護司を命じ、調査事務の監督、地方少年保護委員会その他の機関との連絡調整等の事務を掌らせることができる。
少年保護司は、その職務を行うについては、裁判官の命令に従う。

第六十三條第一項を次のように改める。
各裁判所に廷吏を置く。廷吏は、別に法律で定める員数を限り、三級とすることができる。
第六十四條を次のように改める。

第六十四條(任免・叙級) 裁判官以外の裁判所の職員は、叙級は、最高裁判所の定めるところにより最高裁判所、各高等裁判所、各地方裁判所又は各家庭裁判所が行う。
第六十五條中「事務局長又は裁判所書記」を「事務局長、裁判所書記又は少年保護司」に改め、「裁判所技官」の下に「(少年保護司たるものを除く。)」を加え、「各高等裁判所又は各地方裁判所」を「各高等裁判所、各地方裁判所又は各家庭裁判所」に改める。

第八十條中第四号を第五号とし、同條に第四号として次の一号を加える。
四、各家庭裁判所は、その家庭裁判所の職員を監督する。

第二條 裁判官及びその他の裁判所職員の分限に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第五十六條の次に次の二條を加える。

第五十六條の二(最高裁判所図書館長) 最高裁判所に最高裁判所図書館長一人を置き、裁判所の職員の中からこれを命ずる。

最高裁判所図書館長は、最高裁判所長官の監督を受けて最高裁判所図書館の事務を掌理し、最高裁判所図書館の職員を指揮監督する。

前二項の規定は、國立國會図書館法の規定の適用を妨げない。

第五十六條の三(高等裁判所長官秘書官) 各高等裁判所に高等裁判所長官秘書官各一人を置く。

高等裁判所長官秘書官は、二級とする。

高等裁判所長官秘書官は、高等裁判所長官の命を受けて、機密に関する事務を掌る。

第五十九條第一項中「各高等裁判所及び各地方裁判所」を「各高等裁判所、各地方裁判所及び各家庭裁判所」に改め、同條第二項中「各地方裁判所長の」の下に「、各家庭裁判所の事務局長は、各家庭裁判所長の」を加える。

第六十條第一項中「各高等裁判所又は各地方裁判所が、」を「各高等裁判所、各地方裁判所又は各家庭裁判所が、」に改める。

第六十一條の次に次の一條を加える。

第六十一條の二(少年保護司) 各家庭裁判所に少年保護司を置き、裁判所事務官又は裁判所技官の中から、最高裁判所の定めるところにより、最高裁判所又は各家庭裁判所が、これを補する。
少年保護司は、第三十一條の三第一項第二号の審判に必要な

第三條第一項中「地方裁判所及び簡易裁判所」を「地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所」に改める。

第十四條第一項中「免官は、一級のものについては、裁判所職員高等懲戒委員会の議決を具した最高裁判所の申出により内閣が、」を「免官及び減俸は、一級のもの及び」に、「各高等裁判所又は各地方裁判所」を「各高等裁判所、各地方裁判所又は各家庭裁判所」に改め、同項第二号の次に第二号の二として次の一号を加える。

二の二 最高裁判所判事秘書官

第十四條第一項第三号の次に第三号の二として次の一号を加える。

三の二 高等裁判所長官秘書官

第十四條第三項中「第一項」を「前項」に、「各高等裁判所又は各地方裁判所」を「各高等裁判所、各地方裁判所又は各家庭裁判所」に改め、同條第二項を削る。

第三條 判事補の職権の特例等に関する法律(昭和二十三年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「同法第二十九條第三項」の下に「(同法第三十一條の五で準用する場合を含む。)」を、「地方裁判所の」下に「又は家庭裁判所」を加える。

第二條の次に次の一條を加える。

第二條の二 裁判所構成法による司法官試験補たる資格を有し、滿洲國の學習法官、高等官試験補又は前條に掲げる滿洲國の各職の

在職年数が通算して二年以上になる者については、その二年に達した時に裁判所構成法による判事又は検事たる資格を得たものとみなして、前條の規定を準用する。

第四條 裁判所職員に關する法律（昭和二十二年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第四條中「専任四千六百九人 三級」を「専任四千五百五十一人 三級」に改める。

第五條の次に次の一條を加える。

第六條 三級の廷吏の員数は、専任五十八人とする。

第五條 檢察廳法（昭和二十二年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第二條第三項中「高等裁判所又は地方裁判所」を「高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所」に改め、同條第一項の次に次の一項を加える。

地方檢察廳は、各家庭裁判所にも、それぞれ對應するものとす

る。

第十九條第一項第三号中「少年審判官、」を削る。

第三十八條中「司法省参事官、」の下に「少年審判官、」を加える。

第六條 法務廳設置法（昭和二十二年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第十條第五項第二号及び第三号並びに第十五條第二項及び第三項中「少年裁判所」を「家庭裁判所」に改める。

第七條 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第四百六十三條但書を削る。

第八條 家事審判法（昭和二十二年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

「家事審判所」を「家庭裁判所」に改める。

第二條及び第三條を次のように改める。

第二條 家庭裁判所において、この法律に定める事項を取り扱う裁判官は、これを家事審判官とする。

第三條 審判は、特別の定がある場合を除いては、家事審判官が、參與員を立ち合わせ、又はその意見を聽いて、これを行う。但し、家庭裁判所は、相当と認めるときは、家事審判官だけがで審判を行うことができる。

調停は、家事審判官及び調停委員を以て組織する調停委員会が行う。前項但書の規定は、調停にこれを準用する。

第十條第二項及び第二十二條第二項第一号中「地方裁判所」を「家庭裁判所」に改める。

第九條 左に掲げる法律中「家事審判所」を「家庭裁判所」に改める。

戶籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）

兒童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）

人事訴訟手続法（明治三十一年法律第十三号）

精神病者監護法（明治三十三年法律第三十八号）

民法（明治二十九年法律第八十九号）

附則

第十條 この法律は、昭和二十四年一月一日から施行する。但し、裁判所法第十四條の二、第五十六條の二、判事補の職權の特例等に関する法律第二條の二及び裁判所職員に關する法律第六條の規定並びに裁判所法第十條、第六十三條第一項及び裁判所職員に關する法律第四條を改正する規定は、この法律公布の日から施行する。

第十一條 第一條中裁判所法第十六條、第二十四條及び第三十三條を改正する規定は、この法律施行前に公訴の提起があつた事件については適用しない。

2 前項の事件については、改正前の規定は、この法律施行後も、なおその効力を有する。

第十二條 この法律施行前における少年審判官の在職は、この法律による改正後の裁判所法第四十一條、第四十二條及び第四十四條の規定の適用については、裁判所調査官の在職とみなす。

第十三條 少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第六十三條第二項の家裁判所は、同法施行の際事件が係属する少年審判所の所在地を管轄する家庭裁判所とする。

第十四條 この法律施行の際現に家事審判所に係属している事件及びこの法律による改正前の家事審判法（以下旧家事審判法という）第四條の規定によつて地方裁判所に係属している事件は、この法律施行の日に、その家事審判所又は地方裁判所の所在地を管

轄する家庭裁判所に係属したものとみなす。

2 家事審判所の審判に關する抗告事件及び旧家事審判法第四條の規定による抗告事件でこの法律施行の際現に抗告裁判所に係属しているものは、家庭裁判所の審判に關する抗告事件とみなす。

3 前二項の事件において、この法律施行前に旧家事審判法によつてした家事審判所その他の者の行爲は、別段の定のある場合を除いては、改正後の家事審判法（以下新家事審判法という）の適用については、同法によつてした行爲とみなす。

第十五條 この法律施行前に確定した家事審判所の審判又は同日以前に家事審判所において成立した調停は、その家事審判所の所在地を管轄する家庭裁判所の審判又は同裁判所において成立した調停とみなす。

第十六條 この法律施行前にした行爲に対する過料に關する規定の適用については、旧家事審判法は、この法律施行後も、なおその効力を有する。この場合において、過料の審判は、旧家事審判法によれば権限を有すべき家事審判所の所在地を管轄する家庭裁判所が行う。

2 この法律施行前に參與員又は調停委員の職にあつた者の行爲に對する罰則の適用については、旧家事審判法は、この法律施行後も、なおその効力を有する。

第十七條 家事審判法施行法（昭和二十二年法律第五十三号）によつて家事審判所の審判とみなされる裁判は、この法律施行後は、家庭裁判所の審判とみなす。

第三 司法法

第十八條 家事審判法施行法第二十四條第二項の規定によつて管轄家事審判所に差し戻すべき事件は、この法律施行後は、管轄家庭裁判所に差し戻さなければならない。

2 前項の規定によつて差し戻した場合には、その事件において家事審判法施行法による改正前の非訟事件手続法によつてした裁判所その他の者の行爲は、新家事審判法の適用については、同法によつてした行爲とみなす。

第十九條 民法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第二百二十二号）附則第十四條第二項又は第二十七條第三項（同法附則第二十五條第二項但書、第二十六條第二項及び第二十八條において準用する場合を含む。）の規定によつて家事審判所が行うべき審判は、この法律施行後は、家庭裁判所が行う。

(18) 裁判所職員の見定員に関する法律の一部を改正する法律

（昭和二十三年十二月二十一日）（法務総務省）
（法律第二百六十一号）（裁署名）

裁判所職員の見定員に関する法律の一部を改正する法律
裁判所職員の見定員に関する法律（昭和二十二年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

一部を次のように改正する。
第十四條の次に次の一條を加える。

第十五條 簡易裁判所判事の報酬月額は、特別のものに限り、当分の間、第二條の規定にかかわらず、二万円とすることができ、別表の次のように改める。

別表

| 区 | 分 | 月 | 額 |
|-------------|---|---|---------|
| 最高裁判所長官 | | | 四万円 |
| 最高裁判所判事 | | | 三万二千元 |
| 東京高等裁判所長官 | | | 三万四千元 |
| その他の高等裁判所長官 | | | 二万八千八百円 |
| 判事 | 一 | 号 | 二万四千元 |
| | 二 | 号 | 二万二千元 |
| | 三 | 号 | 二万円 |
| | 四 | 号 | 一万八千二百円 |
| | 五 | 号 | 一万六千四百円 |
| 判事補 | 一 | 号 | 一万三千二百円 |
| | 二 | 号 | 一万千六百円 |
| | 三 | 号 | 一万円 |

二 一部改正

四六

第一條中 「判事 專任八百六十七人 專任三百七十七人 專任六百四十五人」 を

「判事補 專任九百五十七人 專任三百二十五人 專任六百九十三人」 に改める。

第四條中 「專任五人 專任七百五十九人 專任四千五百五十一人 三級」 を

「專任六人 專任五千三百九十九人 三級」 に改める。

第五條中 「專任四人 三級」 を 「專任三十四人 二級」 に改める。

第六條中 「專任五十八人」 を 「專任八十三人」 に改める。

附則

この法律は、昭和二十四年一月一日から施行する。

(19) 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する等の法律

（昭和二十三年十二月二十三日）（大藏大臣臨時代理國務）
（法律第二百六十九号）（大臣・法務総裁署名）

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する等の法律
裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）の

| 簡易裁判所判事 | 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 |
|---------|---------|---------|---------|--------|-----|-------|-------|-----|
| 号 | 号 | 号 | 号 | 号 | 号 | 号 | 号 | 号 |
| | 一万八千二百円 | 一万六千四百円 | 一万三千二百円 | 一万千六百円 | 一万円 | 八千六百円 | 六千七百円 | 六千円 |

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十三年十一月一日から適用する。

2 裁判官が昭和二十三年十一月一日以後の分として既に支給を受けた報酬その他の給與は、この法律による報酬その他の給與の内拂とみなす。

3 昭和二十三年六月以降の判事等の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第九十六号）は、廢止する。

四七

(20) 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する等の法律

(昭和二十三年十二月二十三日)大蔵大臣臨時代理國務大臣・法務総裁署名
法律第二百七十七号

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する等の法律
検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。
第九條を次のように改める。

第九條 検事及び副検事の俸給月額額は、特別のものに限り、当分の間、第二條の規定にかかわらず、検事にあつては二万四千元、副検事にあつては一万四千八百円とすることができる。
別表を次のように改める。

| 区 | 分 | 月 | 額 |
|---------|-----|---|---------|
| 検事 | 総長 | | 三万二千元 |
| 次長 | 検事 | | 二万七千二百円 |
| 東京高等検察廳 | 検事長 | | 二万八千八百円 |
| その他の | 検事長 | | 二万七千二百円 |

| 副検事 | | 検事 | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|-------|-----|--------|---------|-----|-------|-------|-------|-----|--------|---------|---------|---------|---------|-----|-------|
| 五 | 四 | 三 | 二 | 一 | 十二 | 十一 | 十 | 九 | 八 | 七 | 六 | 五 | 四 | 三 | 二 | 一 |
| 号 | 号 | 号 | 号 | 号 | 号 | 号 | 号 | 号 | 号 | 号 | 号 | 号 | 号 | 号 | 号 | 号 |
| 七千六百円 | 八千六百円 | 一万円 | 一万千六百円 | 一万三千二百円 | 六千円 | 六千七百円 | 七千六百円 | 八千六百円 | 一万円 | 一万千六百円 | 一万三千二百円 | 一万四千八百円 | 一万六千四百円 | 一万八千二百円 | 二万円 | 二万二千元 |

| | | |
|---|---|-------|
| 六 | 号 | 六千七百円 |
| 七 | 号 | 六千円 |
| 八 | 号 | 五千五百円 |

附則

- この法律は、公布の日から施行し、昭和二十三年十一月一日から適用する。
- 検察官が昭和二十三年十一月一日以後の分として既に支給を受けた俸給その他の給與は、この法律による俸給その他の給與の内拂とみなす。
- 昭和二十三年六月以降の検事等の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第九十七号)は、廃止する。

(21) 少年法を改正する法律等の一部を改正する法律

(昭和二十三年十二月十八日)法務総裁署名
法律第二百五十二号

少年法を改正する法律等の一部を改正する法律
第一條 少年法を改正する法律(昭和二十三年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。
第六十八條の次に次の一條を加える。

二 一部改正

第六十九條 新法中「地方少年保護委員会」とあるのは、地方少年保護委員会又はこれに類似する機関が法律により設置される日まで、法務廳所管の「少年審判所」と読み替えるものとする。
2 この法律の施行と同時に改正され、又は廃止される法律中少年の仮出獄、仮退院及び觀察に関する規定、仮出獄中又は仮退院中の者及び觀察中の者の監督に関する規定並びにこれらの規定の実施について必要な規定(新法又は少年院法〔昭和二十三年法律第六十九号〕中に相当する規定のあるものを除く。)は、前項の日まで、なお効力を有する。

第二條 少年院法(昭和二十三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。
第二十二條の次の一項を加える。
2 第十條、第十二條及び第十三條第一項の規定により地方少年保護委員会又は地方成人保護委員会の行う職權は、地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会又はこれらに類似する機関の設置に至るまで、法務総裁がこれを行う。

この法律は、公布の日から施行する。

附則

(22) 司法警察職員等指定應急措置

法の一部を改正する法律

(昭和二十三年十二月十八日) (内閣総理大臣・
法律第二百五十号) (法務総裁署名)

司法警察職員等指定應急措置法の一部を改正する法律

司法警察職員等指定應急措置法(昭和二十三年法律第二百三十四

号)の一部を次のように改正する。

第二條の次に次の一條を加える。

第三條 皇宮護衛官は、皇居、御所、離宮、御用邸、行在所若しくは御泊所における犯罪、陵墓若しくは皇室用財産に関する罪又は行幸啓の際における天皇、皇后、皇太后若しくは皇太子の生命、身体若しくは財産に対する罪について、國家公安委員会の定めるところにより、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百三十一号)の規定による司法警察職員として職務を行う。

2 前項の規定による司法警察職員とその他の司法警察職員とは、その職務の執行に関し、互に協力しなければならない。

附則

この法律は、刑事訴訟法を改正する法律(昭和二十三年法律第三百三十一号)施行の日(昭和二十四年一月一日)から施行する。

第四 財政法

第四 財政法

一新制定法

(23) 廃兵器等の処理に関する法律

(昭和二十三年十二月二十二日) (商工・運輸)
法律第二百六十三号 (大臣署名)

廃兵器等の処理に関する法律

第一條 商工省の所管に属する連合國軍から返還された廃兵器及び元陸軍省の所管に属していた廃兵器以外の物資並びに國有鐵道事業特別会計に所属する別表に掲げる物資（經濟安定本部總裁が定める保有限度をこえる数量に相当するものに限る。）の管理及び処分に関する業務は、主務大臣が、その定めるところにより、産業復興公團（以下公團という。）に取り扱わせることができる。

第二條 前條の場合において、主務大臣は、必要があると認めるときは、公團に対してその業務に必要な経費の前金拂又は概算拂をすることができ、

2、前項の規定により前金拂又は概算拂をしようとするときは、主務大臣は、あらかじめ大藏大臣に協議しなければならない。

附則

一新制定法 二一部改正

この法律は、公布の日から施行する。

別表

- 一 鑄鉄管
- 二 普通鋼（中間鋼を含む。）
- 三 鉄鋼二次製品
- 四 鋼屑
- 五 非鉄金属及び非鉄金属製品
- 六 化学製品
- 七 油脂及び油脂製品
- 八 ゴム
- 九 にかわ及びゼラチン

二一部改正

(24) 大藏省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための

一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律

(昭和二十三年十二月二十三日) (大藏大臣臨時代)
法律第二百七十一号 (理國務大臣署名)

五三

大藏省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十三年
度における歳入不足補てんのための一般会計から繰
入金に関する法律の一部を改正する法律

大藏省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十三年
度における歳入不足補てんのための一般会計から繰
入金に関する法律(昭和二十三年法律第十八号)の
一部を次のように改正する。

題名中「外二特別会計」を「外三特別会計」に改める。

第一項中「大藏省預金部特別会計」の下に「食糧管理特別会計」
を加え、「四十五億七千九百九十七万九千円」を「四十一億四千
六百二十六万六千円、食糧管理特別会計については十二億千八百三十五
万二千円」に、「二百九十一億七千四百万円」を「三百二億七千
九百六十九万五千円」に、「六十億二千六百万円」を「六十九億二
千六百四十三万七千円」に改める。

第二項中「大藏省預金部特別会計」の下に「食糧管理特別会計」
を加える。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

(25) 砂糖消費税法等の一部を改正 する法律

(昭和二十三年十二月二十二日)大藏大臣臨時時代
法律第二百六十二号(理國務大臣署名)

一号)第四百條の規定により外國とみなす地域から輸入した砂糖
(昭和二十二年十二月一日以後昭和二十三年二月十六日までの間
に人工若しくは混合栄養児用牛乳に添加するため又は育兒食を製
造するため配給されたものを除く)又はこれを原料として製造し
た砂糖、糖みつ若しくは糖水(以下輸入砂糖等という)を各種類
を通じて合計二百斤以上所持する場合においては、その者が、こ
の法律施行の日に、これを製造場から引き取つたものとみなして
、砂糖消費税を課する。この場合においては、その税額が一万円
以下のときは、昭和二十四年一月三十一日限り、一万円をこえる
ときは、左の区分によりその税額を各月に等分して、その月末日
限り徴収する。

税額一万円をこえるとき 昭和二十四年一月及び二月
税額五万円をこえるとき 同年一月から三月まで
税額十万円をこえるとき 同年一月から四月まで

4 製造場又は保税地域以外の場所
で輸入砂糖等を所持する者は、
その所持する輸入砂糖等の種別、
数量及び貯蔵の場所を、この法
律施行後一月以内に所轄税務署に
申告しなければならない。
5 製造場又は保税地域以外の場所
で輸入砂糖等を砂糖消費税法第
五條第一項に規定する目的のため
又は同法第十一條第一項に規定
する用に供するため所持する場合
において所轄税務署長の承認を受
けたときは、第三項の規定にか
かわらず、その輸入砂糖等は、
その承認を受けたときにおいて
同法第五條又は第十一條の規定
による承認を受けて引き取つた
ものとみなす。

二 一部改正

砂糖消費税法等の一部を改正する法律

第一條 砂糖消費税法(明治三十四年法律第十三号)の一部を次の
ように改正する。

第三條中「二千二百円」を「二千円」に、「七百円」を「九百
円」に改める。

第十一條及び第十二條ノ二中「煉乳」の下に「若ハ育兒食」を
加える。

第十二條ノ三中「煉乳又ハ」を「煉乳若ハ育兒食又ハ」に、
「煉乳ノ製造者」を「煉乳又ハ育兒食ノ製造者」に改める。

第二條 物品税法(昭和十五年法律第四十号)の一部を次のように
改正する。

第二條第一項中「一万二千円」を「六千円」に改める。

第三條 租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)の一部を次
のように改正する。

第一條中「、砂糖消費税」を削る。
第十一條を次のように改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行前に課した、又は課すべきであつた砂糖消費税又
は物品税については、なお従前の例による。

3 この法律施行の際、製造場又は保税地域以外の場所で、同一人
が昭和二十二年十二月一日以後開税法(明治三十二年法律第六十

6 前項の承認を受けようとする者は、この法律施行後一月以内に
その旨並びにその所持する輸入砂糖等の種別、数量及び貯蔵の場
所を記載した申請書を所轄税務署に提出しなければならない。
7 この法律施行の日までに輸入された輸入砂糖等のうち自己の生
活上消費する者に対して食糧配給公團が食糧管理法(昭和十七年
法律第四十号)の規定により配給する砂糖消費税法第三條第一号
に掲げる砂糖については、租税特別措置法第十一條の改正規定に
かかわらず、なお従前の例による。その場合においては、第三項
の規定は適用しない。

(26) 製造たばこの定價の決定又は 改定に関する法律の一部を改 正する法律

(昭和二十三年十二月二十八日)内閣總理・大藏大臣臨
時代法律第二百七十三号(理國務大臣署名)

製造たばこの定價の決定又は改定に関する法律の一部
を改正する法律

製造たばこの定價の決定又は改定に関する法律(昭和二十三年法
律第八十四号)の一部を次のように改正する。

政府製造たばこ價格表中きんしの欄の「一一円」を「一五円」に、
みのりの欄の「一〇円」を「一五円」に、のぞみの欄の「九円」を

五五

「一円」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

第五 経済法

改正 新 制定 法

第五 經濟 法

一 新制定法

(27) 道路の修繕に関する法律

(昭和二十三年十二月二十九日)内閣総理・大藏大臣臨時
法律第二百八十二号(時國務・建設大臣署名)

道路の修繕に関する法律

第一條 國は、当分の間、地方公共團體に対し、道路法(大正八年法律第五十八号)に規定する道路の修繕に要する費用の一部を補助することができる。

2 前項の補助に関し、必要な事項は、政令で定める。

第二條 建設大臣は、当分の間、必要があると認めるときは、道路法第二十條第一項の規定にかかわらず、國道の修繕をすることができる。

2 前項の場合においては、道路管理者の権限は、政令の定めるところにより、建設大臣が行う。

3 第一項の修繕に要する費用は、國の負担とする。但し、地方公共團體は、政令の定めるところにより、その一部を負担しなければならない。

一 新制定法 二 一部改正

附則
この法律は、公布の日から施行する。

二 一部改正

(28) 公認会計士法の一部を改正する法律

(昭和二十三年十二月二十八日)大藏大臣臨時時代
法律第二百七十五号(理國務大臣署名)

公認会計士法の一部を改正する法律

公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)の一部を次のように改正する。

第五十六條但書中「昭和二十四年四月一日」を「昭和二十五年四月一日」に改める。

第五十七條第六項の次に第七項、第八項及び第九項として、次のように加える。

7 この法律施行の際、現に引き続き三年以上計理士の業務に従事していた者は、第五條第二項の規定にかかわらず、会計士補となる資格を有する。

8 前項の資格を有する者が、会計士補となるには、この法律改正

の日から三箇月以内に、会計士補名簿に会計士管理委員会規則をもつて定める事項の登録を受けなければならない。

9 この法律施行の際、現に引き続き計理士の業務を十年以上行つていた者は、会計士管理委員会規則の定めるところにより、会計に関する研究報告書又は意見書(レポート)を会計士管理委員会に提出して、その審査をもつて、特別公認会計士試験にかゝることができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

(29) 公認会計士法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

(昭和二十三年十二月二十八日) (大藏大臣臨時代理) (法律第二百七十六号) (理國務大臣署名)

公認会計士法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

公認会計士法の一部を改正する法律(昭和二十三年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

附則中「公布の日から」を「昭和二十四年四月一日から」に改める。

附則

この法律は、この公布の日から施行する。

(30) 食糧管理法の一部を改正する法律

(昭和二十三年十二月二十七日) (内閣総理大臣臨時代理) (法律第二百七十二号) (代理國務大臣署名) (農林大臣署名)

食糧管理法の一部を改正する法律

食糧管理法(昭和十七年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第十六條第一項中「八千万円」を「一億三千万円」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

(31) 復興金融金庫法の一部を改正する法律

(昭和二十三年十二月二十八日) (大藏大臣臨時代理) (國務大臣署名) (務・商工大臣署名)

復興金融金庫法の一部を改正する法律

復興金融金庫法(昭和二十一年法律第三十四号)の一部を次のよ

うに改正する。

第三條及び第四條第一項中「千三百五十億円」を「千四百五十億円」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

第六
社会法

第六 社会法

一 新制定法

(32) 公共企業体労働関係法

(昭和二十三年十二月二十日)大藏大臣臨時代理國務
法律第二百五十七号(運輸・労働大臣署名)

公共企業体労働関係法

目次

第一章 総則(第一條—第三條)

第二章 職員組合(第四條—第七條)

第三章 団体交渉及び交渉委員の指名(第八條—第十六條)

第四章 争議行爲(第十七條・第十八條)

第五章 苦情及び紛争の調整並びに調停(第十九條—第二十五條)

第六章 仲裁(第二十六條—第三十七條)

第七章 雜則(第三十八條)

附則

第一章 総則

(目的及び関係者の義務)

一 新制定法

第一條 この法律は、公共企業体の職員の労働条件に関する苦情又は紛争の友好的且つ平和的調整を図るよう団体交渉の慣行と手続とを確立することによつて、公共企業体の正常な運営を最大限に確保し、もつて公共の福祉を増進し、擁護することを目的とする。

2 國家の經濟と國民の福祉に対する公共企業体の重要性にかんがみ、この法律で定める手続に關與する関係者は、經濟的紛争をできるだけ防止し、且つ、主張の不一致を友好的に調整するため、最大限の努力を盡さなければならない。

(定義)

第二條 この法律において「公共企業体」とは、左に掲げるものをいう。

- 一 日本國有鐵道
- 二 日本專賣公社

2 この法律において「職員」とは、常時公共企業体に勤務して一定の報酬を受ける者であつて、役員及び二箇月以内の期間を定め、て雇用される者以外のものをいう。

(適用範圍)

第三條 公共企業体の職員に關する労働組合(以下組合という。)並びに労働関係及びその調整については、この法律の定めるところにより、この法律に定めないものについては、労働組合法(昭和二十年法律第五十一号)(第十一條、第十二條及び第二十四條から第三十七條までの規定を除く。)の定めるところによる。

第二章 職員組合

(職員組合の團結)

第四條 職員は、組合を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことができる。但し、管理又は監督の地位にある者及び機密の事務を取扱う者は、組合を結成し、又はこれに加入することができない。

2 前項但書に規定する者の範囲は、政令で定める。

3 公共企業体の職員でなければ、その公共企業体の職員の組合の組合員又はその役員となることができない。

(不平等取扱の禁止)

第五條 公共企業体は、組合員であること、又は組合のために正当な活動をしたことをもつて、職員として雇い入れず、又は不利益な取扱をなし、若しくは解雇してはならない。職員は、組合に加入しなかつたことをもつていかなる不利益な取扱も受けない。

2 公共企業体は、その職員が組合に加入しないこと、又は組合から脱退することを雇用条件としてはならない。

(組合規約の必要記載事項)

第六條 組合は、その規約に、無記名投票による役員選挙及び組合員に会計報告をなさしめるための公正な外部の監査人による組合資金の定期的監査の規定を設けなければ、この法律に定める権利を受け、手続に參與することはできない。且つ、組合規約には、その組合員が適当な期間ごとに、会計報告を要求することができ、その旨を規定しなければならない。

(専従職員)

第七條 公共企業体は、その定める一定数を限り、その職員が組合の役員としてもつばら組合の事務に従事することを許可することができる。この場合においては、いかなる給与も支給してはならない。

第三章 団体交渉及び交渉委員の指名

(団体交渉の範囲)

第八條 公共企業体の管理及び運営に関する事項は、団体交渉の対象とすることができない。

2 第四條の規定により組合に加入できない者以外の職員に関する左に掲げる事項は、団体交渉の対象とし、これに関し労働協約を締結することを妨げない。

一 賃金、労働時間及び労働条件

二 就業規則

三 時間外割増賃金

四 休日及び休暇

五 懲戒規則並びに昇職、降職、轉職、免職、休停職及び先任権の基準に関する規則

六 苦情処理機関

七 安全

八 労働協約の終期、更新及び延長

(交渉委員)

第九條 団体交渉は、もつばら、公共企業体を代表する交渉委員と

その公共企業体の職員を代表する交渉委員とにより行う。

2 交渉委員の最大限の数及びその機能は、政令で定める。

(団体交渉を行うに適當な單位の決定)

第十條 公共企業体とその職員又はその組合は、協議により団体交渉を行うに適當な單位(以下單位という。)を決定しなければならない。

2 公共企業体とその職員又はその組合は、毎年一月三十一日までに労働大臣に前項の單位を届け出なければならない。

(職員を代表する交渉委員の選出)

第十一條 公共企業体の職員を代表する主たる組合は、その組合員以外の職員の代表者と協議して交渉委員を指名し、毎年二月二十五日までに労働大臣に届け出なければならない。交渉委員(交渉委員の辞任の場合の補欠者を含む)は、公共企業体の交渉委員と交渉するために、公共企業体の総ての職員を代表する排他的代表者である。この代表者が選出され得なかつたときは、左の條項が適用されるものとする。

組合と他の職員の代表者が交渉委員の指名に参加する適當な組合の代表者について意見が一致しないか又はその他の理由によつて、二月二十五日までに交渉委員を選出することができなかつたときは、労働大臣は、交渉委員がこの法律によつて定められる基準によつて選出されるために、三十日以内に必要な措置をしなければならぬ。この目的のために、労働大臣は、左のことを決定するものとする。

一 新制定法

一 職員がいかなる單位が団体交渉を行うに適當であるか。
二 指定された單位の中でいかなる組合又は他の職員の代表者が交渉委員の最終的選出に参加すべきであるか。
三 組合又は他の職員の代表者による交渉委員の最終的選出の投票手続。この投票手続には、投票に参加する組合又はその他の職員の集團の職種と数的勢力に適當な考慮が拂われなければならない。

2 前項第一号の決定を行うときは、労働大臣は、單位の職員の集團がその職種、資格、経験、義務、賃金、労働時間及びその他の労働条件において利害を同一にするように考慮を拂わなければならない。

3 第一項第二号の決定を行うときは、労働大臣は、特別の事情があるとき認めるときは、職員多数の希望を確めるために、職員に無記名投票による選挙を命じ、これを管理することができる。この選挙における有権者の指定に関する事項、選挙日に関する適當な注意事項の決定、適當な投票所の選定、選挙監視者の任命、並びに迅速な、正確な、忠実な投票の計算の保障等選挙の管理に関する事項は、政令で定める。

(異議の申立)

第十二條 公共企業体の職員又はその組合で前條の交渉委員の指名について異議のあるものは、その指名後五日以内に労働大臣に対し、異議の申立をすることができる。

2 前條の異議の申立及び解決の手続は、政令で定める。

(公共企業体を代表する交渉委員の選出)

第十三條 公共企業体は、交渉委員(交渉委員辞任のときの後任者を含む)を決定し、毎年二月二十五日までに労働大臣に通知しなければならぬ。

(交渉委員の証明及びその任期)

第十四條 労働大臣は、関係者の請求があるときは、交渉委員であることの証明書を交付しなければならない。

2 交渉委員の任期は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。但し、補欠委員は、前任者の残任期間その職務を行う。

(団体交渉の回数)

第十五條 公共企業体及び職員を代表する交渉委員の会合は、一方の請求があれば開くことができる。但し、その会合は、毎年少くとも一回賃金その他雇用の基礎的條件に関する事項を具体化した成文の労働協約を締結する目的をもつて開かなければならない。

(資金の追加支出に対する国会の承認の要件)

第十六條 公共企業体の予算上又は資金上、不可能な資金の支出を内容とするいかなる協定も、政府を拘束するものではない。又国会によつて所定の行爲がなされるまでは、そのような協定に基いていかなる資金といえども支出してはならない。

2 前項の協定をしたときは、政府は、その締結後十日以内に、これを国会に付議して、その承認を求めなければならない。但し、国会が閉会中のときは、国会召集後五日以内に付議しなければならない。国会による承認があつたときは、この協定は、それに記

載された日附にさかのぼつて効力を発生するものとする。

第四章 争議行爲

(争議行爲の禁止)

第十七條 職員及びその組合は、同盟罷業、怠業、その他業務の正常な運営を阻害する一切の行爲をすることができない。又職員は、このような禁止された行爲を共謀し、そのかし、若しくはあつてはならない。

2 公共企業体は、作業所閉鎖をしてはならない。

(第十七條に違反した職員の身分)

第十八條 前條の規定に違反する行爲をした職員は、この法律によつて有する一切の権利を失ひ、且つ、解雇されるものとする。

第五章 苦情及び紛争の調整並びに調停

(苦情処理共同調整会議)

第十九條 苦情処理共同調整会議は、公共企業体の代表者二名と職員の代表者二名をもつて構成し、第十條又は第十一條に基いて指定された各單位ごとに設置する。苦情処理共同調整会議は、日常の作業條件から起る職員の苦情を適当に解決しなければならぬ。

2 苦情処理共同調整会議の権限及び運用の細目は、公共企業体と職員の交渉委員の間の交渉で定める。

(調停委員会)

第二十條 日本國有鉄道とその職員との間の苦情及び紛争の調停は、國有鉄道調停委員会が、日本專賣公社とその職員との間の苦

情及び紛争の調停は、專賣公社調停委員会が、行う。

2 國有鉄道調停委員会及び專賣公社調停委員会は、それぞれ中央に置かれる委員会(以下中央調停委員会という。)と地方に置かれる委員会(以下地方調停委員会という。)とする。

3 地方調停委員会の名称、位置及び管轄区域は、中央調停委員会の勧告に基いて、政令で定める。

4 地方調停委員会は、その管轄区域内の事務を、中央調停委員会は、二区域以上に係る事務及び地方調停委員会が調停をなし得なかつた事案に係る事務をつかさどる。

5 中央調停委員会は、それぞれ地方調停委員会から報告を徴し、その事務処理に必要な指示をすることができる。

(委員)

第二十一條 各調停委員会は、三名の委員によつて構成される。

2 前項の委員は、左の各号により選出された委員の候補者について、内閣総理大臣が委嘱する。

一 公共企業体及び職員を代表する交渉委員は、それぞれ委員の候補者として推薦すべき者の名簿を作成し、相互にこれを交換する。

二 公共企業体の交渉委員は、職員又はその組合から提出した名簿の中から委員の候補者一名を、職員の交渉委員は、公共企業体の提出した名簿の中から委員の候補者一名をそれぞれ選出する。

三 前号の規定により選出された二名の委員の候補者は、協議し

一 新制定法

て第三の委員の候補者を選出する。

四 前二号の委員の候補者の決定に当つては、各々一名の補欠候補者をあわせ選出しなければならない。

五 公共企業体及び職員の交渉委員は、前四号により選出された委員の候補者及び補欠候補者の名簿を毎年三月二十五日までに内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 調停委員会の委員の任期は、一年とする。但し、再任を妨げない。

4 調停委員会の委員は、旅費その他職務の遂行に伴う実費を受けるとする。又政令の定める手当を受けることができる。

(委員長)

第二十二條 調停委員会に、委員の互選により委員長を置く。

2 委員長は、委員会の事務を統理し、委員会を代表する。

(事務局)

第二十三條 調停委員会に、その事務を整理するため、事務局を置く。

(調停の開始)

第二十四條 調停委員会は、左の各号の一に該当する場合に調停を行う。

一 関係当事者の双方が調停の申請をしたとき。

二 関係当事者の一方又は双方が労働協約の定に基いて調停の申請をしたとき。

三 関係当事者の一方が調停の申請をなし、調停委員会が調停を

行ふ必要があると決議したとき。

四 調停委員会が職権に基いて調停を行ふ必要があると決議したとき。

五 日本國有鉄道の労働関係に関しては運輸大臣又は労働大臣、日本專賣公社の労働関係に関しては大藏大臣又は労働大臣が調停委員会に調停の請求をしたとき。

(手続及び管理に関する事項)

第二十五條 この章に規定するものの外、調停委員会に關して必要な事項は、政令で定める。

第六章 仲裁

(公共企業体仲裁委員会)

第二十六條 内閣総理大臣の委嘱する三名の委員をもつて構成する公共企業体仲裁委員会(以下仲裁委員会という)を設ける。

2 労働組合法の定める中央労働委員会及び船員中央労働委員会の会長(以下推薦委員という)は、仲裁委員会の委員の候補予定者十二名を選出し、その名簿を公共企業体及びその職員を代表する交渉委員に対し提示する。これらの交渉委員は、仲裁委員会を構成すべき三名の候補者及び同数の補欠候補者を選出し、同意の上、内閣総理大臣に報告しなければならない。

3 前項の同意が三十日以内になされないときは、推薦委員は、自ら三名の候補者及び同数の補欠候補者を決定して内閣総理大臣に報告しなければならない。

4 内閣総理大臣は、第二項又は前項の報告に基いて仲裁委員会の

委員を委嘱する。

(委員の欠格條件)

第二十七條 左の各号の一に該当する者は、仲裁委員会の委員であることができない。

- 一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者
- 二 禁こ以上の刑に処せられた者
- 三 國會又は地方公共團體の議会の議員
- 四 政党の役員(委嘱の日以前一年の間にその地位にあつた者を含む。)
- 五 公共企業体に対し物品の納入又はその工事の請負を業とする者(委嘱の日以前一年の間にこのような地位にあつた者を含む。)

六 公共企業体の役員及び職員

(委員の任期)

第二十八條 仲裁委員会の委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員は、前任者の残任期間その職務を行ふ。委員は、再任することができない。

(委員の罷免)

第二十九條 労働大臣又は運輸大臣若しくは大藏大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、内閣総理大臣に対して委員の罷免を求めることができる。

2 前項の要求があつた場合において、内閣総理大臣は、その要求が妥当であると認めるときは、その委員を罷免して、補欠候補者を委員に委嘱することができる。内閣総理大臣は、その他の理由により、委員が委員たるに適しないと認めるときも、同様の措置をとることができる。

(委員長)
第三十條 仲裁委員会に、委員の互選により委員長を置く。

2 委員長は、仲裁委員会の事務を統理し、委員会を代表する。

(事務局)

第三十一條 仲裁委員会に、その事務を整理するため、事務局を置く。

(規則制定権)

第三十二條 仲裁委員会は、仲裁の手続その他事務処理に関する事項に關し、規則を定めることができる。

(仲裁の範囲)

第三十三條 本章に定める仲裁手続は、第八條に定める団体交渉の対象たるべき事項であつて、第三章に定める団体交渉手続又は第五章に定める調停手続によつて解決し得ない総ての問題について行われる。仲裁は、労働協約の條項の解釈及び労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第三十六條の規定による協定に關して生ずる紛争についても行われるものとする。

(仲裁の開始)

第三十四條 仲裁委員会は、左の各号の一に該当する場合に仲裁を

新制定法

行ふ。

一 関係当事者の双方から仲裁委員会に仲裁の申請がなされたとき。

二 関係当事者の双方又は一方から労働協約の定により仲裁委員会に仲裁の申請がなされたとき。

三 調停委員会の委員の過半数の決議により、その委員会において調停中の紛争について仲裁委員会に仲裁の請求がなされたとき。

四 二箇月以内に調停が成立しなかつたとき。

五 運輸大臣若しくは大藏大臣又は労働大臣が仲裁委員会に仲裁の請求をしたとき。

(仲裁委員会の裁定)

第三十五條 仲裁委員会の裁定に対しては、当事者双方とも最終的決定としてこれに服従しなければならない。但し、第十六條に規定する事項について裁定の行われたときは、同條の定めるところによる。

(仲裁委員会の指示)

第三十六條 仲裁委員会が第五條違反の行爲があると決定したときは、その公共企業体に対しその行爲の取消を命ずることができる。

(準用規定)

第三十七條 労働組合法第二十八條から第三十一條まで及び第三十四條から第三十七條まで並びに労働関係調整法(昭和二十一年法

第六 社会法

律第二十五号) 第三十二條、第三十三條及び第四十三條の規定は、仲裁委員会に關して準用する。

2 この章に規定するものの外、仲裁委員会に關して必要な事項は、政令で定める。

第七章 雜則

(行政權限)

第三十八條 この法律に特別の定のあるものを除き、この法律の運用及び施行は、労働省がつかさどるものとする。

附則

1 この法律は、昭和二十四年四月一日から施行する。

2 公共企業体の設立後最初に委嘱された仲裁委員会の委員の任期は、内閣総理大臣の定めるところにより、各一年、二年、三年とする。

3 労働組合法第五條、第六條、第八條及び第十九條第二項に規定する行政官廳の権限並びに同法第十五條に規定する労働委員会の権限は、労働大臣が行う。この場合において、同法第六條及び第八條に定める労働委員会の決議は、要しないものとする。

(33) 特別未帰還者給與法

(昭和二十三年十二月二十九日) (大藏大臣臨時代理國) 法律第二一二七十九号 (務・厚生大臣署名)

特別未帰還者給與法

未復員者給與法(昭和二十二年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項中「二百二十五円」を「二百五十円」に改める。

第七條中「四百五十円」を「千円」に改める。

第八條第一項中「八百円」を「千五百円」に、「千円」を「千五百円」に改める。

第八條の次に次の五條を加える。

第八條之二 厚生大臣が、未復員者が自己の責に帰することのできない事由に因り疾病にかかり、又は負傷し復員後療養を要するものと認められた場合においては、復員後二年間、その者に対し、必要な療養費を支給する。

前項に規定する療養の範囲は、左に掲げるものとする。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 処置、手術その他の治療
- 四 病院又は診療所への收容
- 五 看護
- 六 移送

第一項の療養費の額は、療養に要する費用で厚生大臣の定める基準に従つて算定した額とする。但し、その額は、現に要した額をこえることではない。

第八條之三 前條の規定により療養費の支給を受けている者が、その間に死亡した場合には、遺骨の埋葬に要する経費として

二 一部改正

第一條 この法律で「特別未帰還者」とは、もとの陸海軍に属していない者で昭和二十年九月二日から引き続き海外に在つてまだ歸國せず、且つ、ソビエト社会主義共和国連邦の地域内において未復員者と同様の実情にあるものをいう。

第二條 特別未帰還者には、未復員者給與法(昭和二十二年法律第百八十二号)の規定を準用する。但し、特別未帰還者には、その死亡した場合における遺骨の引取に要する経費並びに昭和二十三年十二月三十一日以前の俸給及び扶養手当は支当しない。

第三條 前條の規定は、國又は地方公共團體の公務員で現に給與を受けている者には適用しない。

第四條 本法の施行に要する経費は、全額國の負担とする。

附則

この法律は、昭和二十四年一月一日から施行する。

二 一部改正

(34) 未復員者給與法の一部を改正する法律

(昭和二十三年十二月二十九日) (大藏大臣臨時代理國) 法律第二一二七十七号 (務・厚生大臣署名)

未復員者給與法の一部を改正する法律

死亡者一人当り千五百円をその遺族に支給する。

第八條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第八條之四 未復員者が自己の責に帰することのできない事由に因り疾病にかかり、又は負傷した場合において、復員の際治ゆしつて受けることのできる期間) 以内に治ゆしつたとき又は治ゆしないがその期間を経過したときに、厚生大臣が、別表第一に掲げる程度の障害の状態にあると認められた者には、その程度に應じ、障害一時金として同表下欄の甲に定める金額を支給する。

第八條之五 障害一時金の支給を受けた者には、以後療養費を支給せず、又、重ねて障害一時金を支給しない。

第八條之六 他の法令の規定により療養費又は障害一時金に相当する給付の支給を受ける者には、この法律による療養費又は障害一時金を支給しない。

第十一條中「別表」を「別表第二」に改める。

「別表」を「別表第二」に改める。

附則

第一條 この法律は、公布の日から施行する。但し、障害一時金に關する部分の規定は、昭和二十三年九月一日から、第四條第二項、第七條及び第八條第一項の改正規定は、昭和二十三年十月一日から適用する。

第二條 厚生大臣が、この法律施行前に復員した者が未復員中において自己の責に帰することのできない事由に因り疾病にかかり、

第六 社会法

又は負傷し療養を要するものと認められた場合においては、この法律施行の日から二年間、その者に対し、必要な療養費を支給する。

2 第八條の第二項及び第三項並びに第八條の三の規定は、前項の場合に準用する。

第三條 昭和二十三年八月三十一日以前に復員した者が未復員中において自己の責に帰することのできない事由に因り疾病にかかり、又は負傷し同日前に治ゆていないときに、厚生大臣が、別表第一に掲げる程度の障害の状態にあると認められた者には、その程度に應じ、障害一時金として同表下欄の乙に定める金額を支給する。

おいて自己の責に帰することのできない事由に因り疾病にかかり、又は負傷し同年九月一日以後この法律施行の日から起算して二年を経過した日までの間に治ゆたとき又は治ゆしないがこの法律施行の日から起算して二年を経過したときに、厚生大臣が、別表第一に掲げる程度の障害の状態にあると認められた者には、その程度に應じ、障害一時金として同表下欄の甲に定める金額を支給する。

第五條 この法律の規定の適用を受ける日前に同一の事由につき他の法令の規定により障害一時金に相当する年金又は一時金の支給を受けた者には、この法律による障害一時金を支給しない。

第四條 昭和二十三年八月三十一日以前に復員した者が未復員中に別表第一

身体障害等級及び障害一時金額表

| 障害の程度 番号 | 障 害 の 状 態 | 金 額 | |
|-------------|------------------------------|---------|--------|
| | | 甲 | 乙 |
| 一 | 両眼が失明したもの | 一九、〇〇〇円 | 三、八〇〇円 |
| 二 | 両眼が失明し、かつ言語の機能を廃したもの | | |
| 三 | 精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの | | |
| 四 | 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの | | |
| 五 | 半身不随となつたもの | | |
| 六 | 両上しをひざ関節以上で失つたもの | | |
| 七 | 両上しの用を全廃したもの | | |
| 八 | 両下しをひざ関節以上で失つたもの | | |
| 九 | 両下しの用を全廃したもの | | |

| | | | |
|-----|---|--------|-------|
| 第二級 | 一 一眼が失明し他眼の視力が〇・〇二以下に減じたもの | 一七、〇〇〇 | 三、四〇〇 |
| | 二 両眼の視力が〇・〇二以下に減じたもの | | |
| | 三 両上しを腕関節以上で失つたもの | | |
| | 四 両下しを足関節以上で失つたもの | | |
| 第三級 | 一 一眼が失明し他眼の視力が〇・〇六以下に減じたもの | 一五、〇〇〇 | 三、〇〇〇 |
| | 二 そしやく又は言語の機能を廃したもの | | |
| | 三 精神に著しい障害を残し終身労働に服することができないもの | | |
| | 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し終身労働に服することができないもの | | |
| | 五 十指を失つたもの | | |
| 第四級 | 一 両眼の視力が〇・〇六以下に減じたもの | 一三、五〇〇 | 二、七〇〇 |
| | 二 そしやく及び言語の機能に著しい障害を残すもの | | |
| | 三 鼓膜の全部の欠損その他に因り両耳の聴力を全く失つたもの | | |
| | 四 一上しをひざ関節以上で失つたもの | | |
| | 五 一上しの用を全廃したもの | | |
| | 六 十指の用を廃したもの | | |
| | 七 両足をリストラン関節以上で失つたもの | | |
| 第五級 | 一 一眼が失明し他眼の視力が〇・一以下に減じたもの | 一一、〇〇〇 | 二、四〇〇 |
| | 二 一上しを腕関節以上で失つたもの | | |
| | 三 一上しを足関節以上で失つたもの | | |
| | 四 一上しの用を全廃したもの | | |
| | 五 一上しの用を全廃したもの | | |
| | 六 両足の指を全部失つたもの | | |

| 第六級 | | 第七級 | |
|---|--------|---|-------|
| 一 | 二 | 一 | 二 |
| 一 両眼の視力が〇・一以下に減じたもの | 一〇、五〇〇 | 一 一眼が失明し他眼の視力が〇・六以下に減じたもの | 九、〇〇〇 |
| 二 そしやく又は言語の機能に著しい障害を残すもの | 二、一〇〇 | 二 鼓膜の中等度の欠損その他に因り両耳の聴力が四十センチメートル以上では尋常の話しを解することができないもの | 一、八〇〇 |
| 三 鼓膜の大部分の欠損その他に因り両耳の聴力が耳かくに接しなければ大声を解することができないもの | | 三 精神に障害を残し軽易な労務の外服することができないもの | |
| 四 せき柱に著しい奇形又は運動障害を残すもの | | 四 胸腹部臓器の機能に障害を残し軽易な労務の外服することができないもの | |
| 五 一上しの三大関節中の二関節の用を廢したもの | | 五 一手のおや指及びひとさし指を失つたもの又はおや指若しくはひとさし指をあわせ三指以上を失つたもの | |
| 六 一下しの三大関節中の二関節の用を廢したもの | | 六 一手の五指又はおや指及びひとさし指をあわせ四指の用を廢したもの | |
| 七 一手の五指又はおや指及びひとさし指をあわせ四指を失つたもの | | 七 一足をリスフラン関節以上で失つたもの | |
| | | 八 両足指全部の用を廢したもの | |
| | | 九 女子の外ばうに著しい醜状を残すもの | |
| | | 一〇 両側のこう丸を失つたもの | |

第八級

七、五〇〇

一、五〇〇

| 第八級 | | 第九級 | |
|--|-------|--|-------|
| 一 | 二 | 一 | 二 |
| 一 一眼が失明し、又は一眼の視力が〇・〇二以下に減じたもの | 七、五〇〇 | 一 両眼の視力が〇・六以下に減じたもの | 六、〇〇〇 |
| 二 せき柱に運動障害を残すもの | | 二 一眼の視力が〇・〇六以下に減じたもの | |
| 三 神経系統の機能に著しい障害を残し軽易な労務の外服することができないもの | | 三 両眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの | |
| 四 一手のおや指とあわせ二指を失つたもの | | 四 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの | |
| 五 一手のおや指及びひとさし指又はおや指若しくはひとさし指をあわせ三指以上の用を廢したもの | | 五 鼻を欠損しその機能に著しい障害を残すもの | |
| 六 一下しを五センチメートル以上短縮したもの | | 六 そしやく及び言語の機能に障害を残すもの | |
| 七 一上しの三大関節中の一関節の用を廢したもの | | 七 鼓膜全部の欠損その他に因り一耳の聴力を全く失つたもの | |
| 八 一下しの三大関節中の一関節の用を廢したもの | | 八 一手のおや指を失つたもの、ひとさし指をあわせ二指を失つたもの又はおや指及びひとさし指以外の三指を失つたもの | |
| 九 一上しに仮関節を残すもの | | 九 一手のおや指をあわせ二指の用を廢したもの | |
| 一〇 一下しに仮関節を残すもの | | 一〇 一足の第一指をあわせ二指以上を失つたもの | |
| 一一 一足の指の全部を失つたもの | | 一一 生殖器に著しい障害を残すもの | |
| 一二 心臓又は一側のじん臓を失つたもの | | | |

| 第一〇級 | 第一級 |
|---|--|
| 一 一眼の視力が〇・一以下に減じたもの 二 そしやく又は言語の機能に障害を残すもの 三 十四齒以上に対し齒科補てつを加えたもの 四 鼓膜の大部分の欠損その他に因り一耳の聴力が耳かくに接しなければ大声を解することができないもの 五 一手のひとさし指を失つたもの又はおや指及びひとさし指以外の二指を失つたもの 六 一手のおや指の用を廢したものの、ひとさし指をあわせ二指の用を廢したもの又はおや指及びひとさし指以外の三指の用を廢したもの 七 一手のひとさし指の用を廢したもの 八 一手のひとさし指の用を廢したもの 九 一足の第一指又は他の四指を失つたもの 一〇 一上しの三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの 一 一上しの三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの | 一 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 二 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 三 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 四 鼓膜の中等度の欠損その他に因り一耳の聴力が四十センチメートル以上では尋常の話を解することができないもの 五 せき柱に奇形を残すもの 六 一手のなか指又はくすり指を失つたもの 七 一手のひとさし指の用を廢したもの又はおや指及びひとさし指以外の二指の用を廢したもの 八 一手の第一指をあわせ二指以上の用を廢したもの 九 胸腹部臓器に障害を残すもの |
| 四、八〇〇 | 三、六〇〇 |
| 九〇六 | 七二〇 |

| 第一二級 | 第一三級 |
|---|---|
| 一 一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 二 七齒以上に対し齒科補てつを加えたもの 三 一耳の耳かくの大部分を欠損したもの 四 鎖骨、胸骨、ろく骨、肩こら骨又は骨盤骨に著しい奇形を残すもの 五 一上しの三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの 六 一上しの三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの 七 長管骨に奇形を残すもの 八 一手のなか指又はくすり指の用を廢したもの 九 一手の第二指を失つたもの 第二指をあわせ二指を失つたもの又は第三指以下の三指を失つたもの 一〇 一足の第一指又は他の四指の用を廢したもの 一 局部に強固な神経症状を残すもの 二 男子の外ばうに著しい醜狀を残すもの 三 女子の外ばうに醜狀を残すもの | 一 一眼の視力が〇・六以下に減じたもの 二 一眼に半盲症、視野狭さく又は視野変狀を残すもの 三 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつ毛はげを残すもの 四 一手のこ指を失つたもの 五 一手のおや指の指骨の一部を失つたもの 六 一手のひとさし指の指骨の一部を失つたもの 七 一手のひとさし指の末関節を屈伸することができなくなつたもの 八 一手のひとさし指の末関節を屈伸することができなくなつたもの 九 一足の第三指以外の一指又は二指を失つたもの 一〇 一足の第二指の用を廢したもの、第二指をあわせ二指の用を廢したもの又は第三指以下の三指の用を廢したもの |
| 二、四〇〇 | 一、六〇〇 |
| 四八〇 | 三二〇 |

第一四級

- 一 一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつ毛はげを残すもの
- 二 三歯以上に対し歯科補てつを加えたもの
- 三 上しの露出面に手掌面大の醜こんを残すもの
- 四 下しの露出面に手掌面大の醜こんを残すもの
- 五 一手のこ指の用を廢したるもの
- 六 一手のおや指及びひとさし指以外の指骨の一部を失つたもの
- 七 一手のおや指及びひとさし指以外の指の末関節を屈伸することができなくなつたもの
- 八 一足の第三指以下の一指又は二指の用を廢したるもの
- 九 局部に神経症状を残すもの
- 一〇 男子の外ばうに醜状を残すもの

八〇〇 一六〇

備考

- 一 視力の測定は、万國式視力表による。屈折異状のあるものについては、きよう正視力について測定する。
- 二 指を失つたものとは、おや指は指関節、その他の指は第一指関節以上を失つたものをいう。
- 三 指の用を廢したるものとは、指の末関節の半分以上を失い、又は掌指関節若しくは第一指関節(おや指にあつては指関節)に著しい運動障害を残すものをいう。
- 四 足指を失つたものとは、その全部を失つたものをいう。
- 五 足指の用を廢したるものとは、第一指は末関節の半分以上、その他の指は末関節以上を失つたもの又はせつし関節若しくは

は第一指関節(第二指にあつては足指関節)に著しい運動障害を残すものをいう。

(35) 未復員者給與法の一部を改正する法律

(昭和二十三年十二月二十九日)大藏大臣臨時時代(法律第二百七十八号)理國務大臣署名)

未復員者給與法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第八十二号)の一部を次の

ように改正する。

第四條第二項を次のように改める。

扶養手当の月額、扶養親族のうち妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)については六百円とし、その他の者については一人につき四百円とする。

附則

この法律は、昭和二十四年一月一日から施行する。

(36) 健康保険法の一部を改正する法律

(昭和二十三年十二月二十九日)厚生大臣署名(法律第二百八十一号)

健康保険法の一部を改正する法律

健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第三條中第二項を次のように改める。

標準報酬ハ被保険者ノ報酬月額ニ基キ左ノ區別ニ依リ之ヲ定ム

| 標準報酬ノ等級 | 標準報酬月額 | 報酬月額 |
|---------|--------|----------------|
| 第一級 | 三百円 | 四百五十円未満 |
| 第二級 | 六百円 | 四百五十円以上七百五十円未満 |

二 一部改正

| 等級 | 標準報酬月額 | 報酬月額 | 標準報酬月額 | 報酬月額 |
|------|--------|-------|--------------------|--------------------|
| 第三級 | 九百円 | 三百四十円 | 七百五十円以上千五百円未満 | 千四百五十円以上千七百五十円未満 |
| 第四級 | 千二百円 | 四十円 | 千五百円以上千七百五十円未満 | 千五百円以上千七百五十円未満 |
| 第五級 | 千五百円 | 五十円 | 千七百五十円以上千九百五十円未満 | 千七百五十円以上千九百五十円未満 |
| 第六級 | 千八百円 | 六十円 | 千九百五十円以上二千二百五十円未満 | 千九百五十円以上二千二百五十円未満 |
| 第七級 | 二千四百円 | 七十円 | 二千二百五十円以上二千七百五十円未満 | 二千二百五十円以上二千七百五十円未満 |
| 第八級 | 二千七百円 | 八十円 | 二千七百五十円以上三千二百五十円未満 | 二千七百五十円以上三千二百五十円未満 |
| 第九級 | 三千三百円 | 九十円 | 三千二百五十円以上三千七百五十円未満 | 三千二百五十円以上三千七百五十円未満 |
| 第十級 | 三千六百円 | 百十円 | 三千七百五十円以上四千二百五十円未満 | 三千七百五十円以上四千二百五十円未満 |
| 第十一級 | 三千九百円 | 百二十円 | 四千二百五十円以上四千七百五十円未満 | 四千二百五十円以上四千七百五十円未満 |
| 第十二級 | 四千二百円 | 百四十円 | 四千七百五十円以上五千二百五十円未満 | 四千七百五十円以上五千二百五十円未満 |
| 第十三級 | 四千五百円 | 百五十円 | 五千二百五十円以上五千七百五十円未満 | 五千二百五十円以上五千七百五十円未満 |
| 第十四級 | 四千八百円 | 百六十円 | 五千七百五十円以上六千二百五十円未満 | 五千七百五十円以上六千二百五十円未満 |
| 第十五級 | 五千二百円 | 百七十円 | 六千二百五十円以上六千七百五十円未満 | 六千二百五十円以上六千七百五十円未満 |
| 第十六級 | 五千五百円 | 百八十円 | 六千七百五十円以上七千二百五十円未満 | 六千七百五十円以上七千二百五十円未満 |
| 第十七級 | 五千八百円 | 百九十円 | 七千二百五十円以上七千七百五十円未満 | 七千二百五十円以上七千七百五十円未満 |
| 第十八級 | 六千二百円 | 百九十円 | 七千七百五十円以上八千二百五十円未満 | 七千七百五十円以上八千二百五十円未満 |
| 第十九級 | 六千五百円 | 百九十円 | 八千二百五十円以上八千七百五十円未満 | 八千二百五十円以上八千七百五十円未満 |

八一

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 第三十六級 | 第三十五級 | 第三十四級 | 第三十三級 | 第三十二級 | 第三十一級 | 第三十級 | 第二十九級 | 第二十八級 | 第二十七級 | 第二十六級 | 第二十五級 | 第二十四級 | 第二十三級 | 第二十二級 | 第二十一級 | 第二十級 |
| 一万一千四百円 | 一万八百円 | 一万二百円 | 九千九百円 | 九千六百円 | 九千三百円 | 九千円 | 八千七百円 | 八千四百円 | 八千円 | 七千八百円 | 七千五百円 | 七千二百円 | 六千九百円 | 六千六百円 | 六千三百円 | 六千円 |
| 三百八十円 | 三百六十円 | 三百四十円 | 三百三十円 | 三百二十円 | 三百十円 | 三百円 | 二百九十円 | 二百八十円 | 二百七十円 | 二百六十円 | 二百五十円 | 二百四十円 | 二百三十円 | 二百二十円 | 二百十円 | 二百円 |
| 一万一千七百円以上 | 一万千五百円以上 | 一万千五百円以上 | 九千七百五十円以上 | 九千四百五十円以上 | 九千四百五十円以上 | 九千四百五十円以上 | 八千五百五十円以上 | 八千五百五十円以上 | 八千五百五十円以上 | 七千九百五十円以上 | 七千六百五十円以上 | 七千三百五十円以上 | 七千三百五十円以上 | 六千七百五十円以上 | 六千四百五十円以上 | 六千四百五十円以上 |

| | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 第三十七級 | 第三十八級 | 第三十九級 | 第四十級 |
| 一万二千元 | 一万二千六百円 | 一万三千二百円 | 一万三千八百円 |
| 四百円 | 四百二十円 | 四百四十円 | 四百六十円 |
| 一万二千七百円以上 | 一万二千三百円以上 | 一万二千九百円以上 | 一万三千五百円以上 |

附則
 1 この法律は、昭和二十四年一月一日から、これを施行する。
 2 この法律施行前に被保険者の資格を取得して、この法律施行の日まで引き続き被保険者の資格を有する者で、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三條に規定する標準報酬の等級の第二十七級に該当するものについては、この法律施行の日被保険者の資格を取得したものとみなして健康保険法第三條第三項の規定を適用する。

| | | |
|---|---------------------------------|---|
| の俸給等に関する法律(昭23法95) | 同 | 上 |
| 4) 昭和二十三年六月以降の年齢による最低保証給に関する政令(昭23政234) | 同 | 上 |
| 5) 明治九年太政官達第二十七号(日曜日休暇の件) | 同 | 上 |
| 6) 内閣総理大臣等の俸給等に関する法律(昭23法55) | 特別職の職員の俸給等に関する法律(法268) | |
| (二) 司法法 | | |
| 1) 昭和二十三年六月以降の判事等の報酬等に関する法律(昭23法96) | 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する等の法律(法269) | |
| 2) 昭和二十三年六月以降の検事等の俸給等に関する法律(昭23法97) | 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する等の法律(法270) | |
| 3) 司法警察事務上巡査に於て警部代理方(明14司布甲5) | 刑事訴訟法施行法(法249) | |
| 4) 裁判言渡の謄本等を求むる者費用上納額(明14司布甲7) | 同 | 上 |
| (三) 社会法 | | |
| 社会保険制度調査会官制(昭21勅167) | 社会保障制度審議会設置法(法266) | |

(改廃法令索引了)

| | | |
|---|---|--|
| 7) 同 | 上 | 裁判所法の一部を改正する等の法律 (法260) |
| 8) 判事補の職権の特例等に関する法律(昭23法146) | 同 | 上 |
| 9) 検察官の俸給等に関する法律(昭23法76) | 同 | 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する等の法律(法270) |
| 10) 民法(明29法89) | 同 | 裁判所法の一部を改正する等の法律 (法260) |
| 11) 家事審判法(昭22法152) | 同 | 上 |
| 12) 人事訴訟手続法(明31法13) | 同 | 上 |
| 13) 戸籍法(昭22法224) | 同 | 上 |
| 14) 刑事訴訟法(昭23法131) | 同 | 上 |
| 15) 刑事訴訟費用法(大10法68) | 同 | 刑事訴訟法施行法(法249) |
| 16) 訴訟費用等臨時措置法(昭19法2) | 同 | 上 |
| 17) 司法警察職員等指定緊急措置法(昭23法234) | 同 | 司法警察職員等指定緊急措置法の一部を改正する法律(法250) |
| 18) 少年法を改正する法律(昭23法168) | 同 | 少年法を改正する法律等の一部を改正する法律(法252) |
| 19) 少年院法(昭23法169) | 同 | 上 |
| (四) 財 政 法 | | |
| 1) 地方財政委員会法(昭22法155) | 同 | 地方財政委員会法の一部を改正する法律(法248) |
| 2) 大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に関する法律(昭23法18) | 同 | 大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律(法271) |
| 3) 公認会計士法(昭23法103) | 同 | 公認会計士法の一部を改正する法律(法275) |
| 4) 公認会計士法の一部を改正する法律(昭23法275) | 同 | 公認会計士法の一部を改正する法律の一部を改正する法律(法276) |
| 5) 物品税法(昭15法40) | 同 | 砂糖消費税法等の一部を改正する法律(法262) |
| 6) 砂糖消費税法(明34法13) | 同 | 上 |
| 7) 租税特別措置法(昭21法15) | 同 | 上 |
| 8) 製造たばこの定價の決定又は改定に関する法律(昭23法84) | 同 | 製造たばこの定價の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律(法273) |
| (五) 経 済 法 | | |

| | |
|-----------------------------------|----------------------------------|
| 1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭22法54) | 特別職の職員の俸給等に関する法律(法268) |
| 2) 公認会計士法(昭23法103) | 公認会計士法の一部を改正する法律(法275) |
| 3) 公認会計士法の一部を改正する法律(昭23法275) | 公認会計士法の一部を改正する法律の一部を改正する法律(法276) |
| 4) 食糧管理法(昭17法40) | 食糧管理法の一部を改正する法律(法272) |
| 5) 復興金融金庫法(昭21法34) | 復興金融金庫法の一部を改正する法律(法274) |
| (六) 文 化 法 | |
| 1) 教育委員会法(昭23法170) | 教育公務員特例法(昭24法1) |
| 2) 少年法を改正する法律(昭23法168) | 少年法を改正する法律等の一部を改正する法律(法252) |
| 3) 少年院法(昭23法169) | 同 上 |
| (七) 社 会 法 | |
| 1) 少年法を改正する法律(昭23法168) | 少年法を改正する法律等の一部を改正する法律(法252) |
| 2) 少年院法(昭23法169) | 同 上 |
| 3) 児童福祉法(昭22法164) | 裁判所法の一部を改正する等の法律(法260) |
| 4) 精神病者監護法(明23法38) | 同 上 |
| 5) 未復員者給與法(昭22法182) | 未復員者給與法の一部を改正する法律(法277) |
| 6) 同 上 | 未復員者給與法の一部を改正する法律(法278) |
| 7) 健康保険法(大11法70) | 健康保険法の一部を改正する法律(法281) |
| 第 二 廢 止 | |
| 廢止された法令 | 廢止を規定した法律 |
| (一) 行 政 法 | |
| 1) 社会保険制度調査会官制(昭21勅167) | 社会保障制度審議会設置法(法266) |
| 2) 政府職員の俸給等に関する法律(昭23法12) | 政府職員の給與実施に関する法律の一部を改正する法律(法265) |
| 3) 昭和二十三年六月以降の政府職員 | 同 上 |

| | |
|--|--|
| <p>(c) 社会援護法</p> <p>1) 少年法を改正する法律等の一部を改正する法律……………49</p> <p>2) 未復員者給與法の一部を改正する法律……………72</p> <p>3) 未復員者給與法の一部を改正する法律……………80</p> <p>4) 特別未帰還者給與法……………72</p> | <p>(d) 社会保健法</p> <p>健康保険法の一部を改正する法律……………81</p> |
|--|--|

(部門別要目索引了)

(四) 改廃法令索引

第一 部 改 正

| 改正された法令 | 改正を規定した法律 |
|-------------------------------------|---------------------------------------|
| (一) 政 治 法 | |
| 1) 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭22法80) | 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律(法267) |
| 2) 選挙運動等の臨時特例に関する法律(昭23法196) | 選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(法259) |
| (二) 行 政 法 | |
| 1) 法務廳設置法(昭22法193) | 裁判所法の一部を改正する等の法律(法260) |
| 2) 地方財政委員会法(昭22法155) | 地方財政委員会法の一部を改正する法律(法248) |
| 3) 教育委員会法(昭23法170) | 教育公務員特例法(昭24法1) |
| 4) 國家公務員法(昭22法120) | 政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律(法265) |
| 5) 同 上 | 國家公務員法の一部を改正する法律(法258) |
| 6) 政府職員の新給與実施に関する法律(昭23法46) | 政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律(法265) |
| 7) 司法警察職員等指定應急措置法(昭23法234) | 司法警察職員等指定應急措置法の一部を改正する法律(法250) |
| 8) 地方自治法(昭22法67) | 地方自治法の一部を改正する法律(法280) |
| (三) 司 法 法 | |
| 1) 法務廳設置法(昭22法193) | 裁判所法の一部を改正する等の法律(法260) |
| 2) 檢察廳法(昭22法61) | 同 上 |
| 3) 裁判所法(昭22法59) | 同 上 |
| 4) 裁判官及びその他の裁判所職員の分限に関する法律(昭22法127) | 同 上 |
| 5) 裁判官の報酬等に関する法律(昭23法275) | 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する等の法律(法269) |
| 6) 裁判所職員の定員に関する法律(昭22法64) | 裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律(法261) |

(三) 部門別要目索引

索引

| | | |
|--|---|-------------------------------------|
| 第一 政治法 | | 法律……………19 |
| (a) 国会法 | 頁 | 7) 特別職の職員の俸給等に関する法律……………16 |
| 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律……………3 | | 8) 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する等の法律……………46 |
| (b) 選挙法 | | 9) 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する等の法律……………48 |
| 選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律……………3 | | |
| 第二 行政法 | | (c) 警察法 |
| (a) 行政組織法 | | 1) 刑事訴訟法施行法……………37 |
| 1) 行政機関に置かれる職員の定員の設置又は増加の暫定措置等に関する法律……………7 | | 2) 司法警察職員等指定緊急措置法の一部を改正する法律……………50 |
| 2) 新聞出版用紙割当事務廳設置法附則第三項の規定に基づく同法の継続に対する国会の確認を求めるの件……………32 | | (d) 地方自治法 |
| 3) 地方財政委員会法の一部を改正する法律……………18 | | 1) 地方自治法の一部を改正する法律……………32 |
| 4) 科学技術行政協議会法……………8 | | 2) 地方財政委員会法の一部を改正する法律……………32 |
| 5) 社会保障制度審議会設置法……………9 | | 3) 道路の修繕に関する法律……………59 |
| (b) 公務員法 | | 第三 司法法 |
| 1) 国家公務員法の一部を改正する法律……………19 | | (a) 司法組織法 |
| 2) 教育公務員特例法……………10 | | 1) 裁判所法の一部を改正する等の法律……………40 |
| 3) 行政機関に置かれる職員の定員の設置又は増加の暫定措置等に関する法律……………7 | | 2) 裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律……………46 |
| 4) 浅井清、山下興家、上野陽一を人事官に任命することについて同意を求めるの件……………33 | | 3) 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する等の法律……………46 |
| 5) 裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律……………19 | | 4) 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する等の法律……………46 |
| 6) 政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する | | 5) 司法警察職員等指定緊急措置法の一部を改正する法律……………50 |
| | | (b) 刑事法 |
| | | 1) 刑事訴訟法施行法……………37 |
| | | 2) 罰金等臨時措置法……………39 |
| | | 3) 少年法を改正する法律等の |

6

一部を改正する法律……………49

第四 財政法

(a) 財政法一般
地方財政委員会法の一部を改正する法律……………18

(b) 会計法
1) 大藏省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律……………53
2) 廃兵器等の処理に関する法律……………53
3) 公認会計士法の一部を改正する法律……………59
4) 公認会計士法の一部を改正する法律の一部を改正する法律……………60
5) 道路の修繕に関する法律……………59

(c) 税法
砂糖消費税法等の一部を改正する法律……………54

(d) 専賣法
製造たばこの定價の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律……………55

第五 経済法

(a) 経済法一般
新聞出版用紙割当事務廳設置法附則第三項の規定に基づく同法の継続に対する国会の確認を求めるの件……………32

(b) 農業経済法
食糧管理法の一部を改正する法律……………60

(c) 商工経済法

1) 製造たばこの定價の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律……………55
2) 公認会計士法の一部を改正する法律……………59
3) 公認会計士法の一部を改正する法律の一部を改正する法律……………60

(d) 金融経済法

復興金融金庫法の一部を改正する法律……………60

(e) 交通経済法

道路の修繕に関する法律……………59

第六 文化法

(a) 教育法

1) 教育公務員特例法……………10
2) 少年法を改正する法律等の一部を改正する法律……………49

(b) 試験研究法

科学技術行政協議会法……………8

(c) 出版法

新聞出版用紙割当事務廳設置法附則第三項の規定に基づく同法の継続に対する国会の確認を求めるの件……………32

第七 社会法

(a) 労働法

1) 公共企業体労働関係法……………65
2) 職業安定法第十二條第十一項の規定に基づき、職業安定委員会委員の旅費支給額改訂に関し議決を求めるの件……………34

(b) 社会保障法

社会保障制度審議会設置法……………9

部門別要目索引

7

(二) 件名索引

索引

| | |
|---|---|
| <p>(あ)</p> <p>○浅井清, 山下興家, 上野陽一を人事官に任命することについて同意を求めるの件(23. 12. 7議決)33</p> | <p>○公認会計士法の一部を改正する法律(23. 12. 28法275)59</p> <p>○公認会計士法の一部を改正する法律の一部を改正する法律(23. 12. 28法276)60</p> <p>○国家公務員法の一部を改正する法律(23. 12. 21法258)19</p> <p>○国会議員の歳費, 旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律(23. 12. 23法267) 3</p> |
| <p>(お)</p> <p>○大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律(23. 12. 23法271)53</p> | <p>(さ)</p> <p>○砂糖消費税法等の一部を改正する法律(23. 12. 21法262)54</p> <p>○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する等の法律(23. 12. 23法269)46</p> <p>○裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律(23. 12. 21法261)46</p> <p>○裁判所法の一部を改正する等の法律(23. 12. 21法260)40</p> |
| <p>(か)</p> <p>○科学技術行政協議会法(23. 12. 20法253) 8</p> | <p>(し)</p> <p>○司法警察職員等指定緊急措置法の一部を改正する法律(23. 12. 18法250)50</p> <p>○社会保障制度審議会設置法(23. 12. 23法266) 9</p> <p>○少年法を改正する法律等の一部を改正する法律(23. 12. 18法252)49</p> <p>○食糧管理法の一部を改正する法律(23. 12. 27法272)60</p> <p>○職業安定法第十二條第十一項の規定に基づき, 職業安定委員会委員の旅費支給額改訂に關し議決を求めるの件(23. 12. 11議決)34</p> |
| <p>(き)</p> <p>○教育公務員特例法(24. 1. 12. 法1)10</p> <p>○行政機関に置かれる職員の定員の設置又は増加の暫定措置等に関する法律(23. 12. 18法247) 7</p> | |
| <p>(け)</p> <p>○刑事訴訟法施行法(23. 12. 18法249)37</p> <p>○健康保険法の一部を改正する法律(23. 12. 29法281)81</p> <p>○検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する等の法律(23. 12. 23法270)48</p> | |
| <p>(こ)</p> <p>○公共企業体労働関係法(23. 12. 20法257)65</p> | |

4

| | |
|--|---|
| <p>○新聞出版用紙割当事務廳設置法附則第三項の規定に基く同法の継続に対する国会の確認を求めるの件(23. 12. 14議決)32</p> | <p>(と)</p> <p>○道路の修繕に関する法律(23. 12. 29法282)59</p> <p>○特別職の職員の俸給等に関する法律(23. 12. 23法268)16</p> <p>○特別未帰還者給與法(23. 12. 29法279)72</p> |
| <p>(せ)</p> <p>○製造たばこの定價の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律(23. 12. 28法273)55</p> <p>○政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律(23. 12. 22法265)19</p> <p>○選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(23. 12. 21法259) 3</p> | <p>(は)</p> <p>○廃兵器等の処理に関する法律(23. 12. 22法263)53</p> <p>○罰金等臨時措置法(23. 12. 18法251)39</p> |
| <p>(ち)</p> <p>○地方財政委員会法の一部を改正する法律(23. 12. 18法248)18</p> <p>○地方自治法の一部を改正する法律(23. 12. 29法280)32</p> | <p>(ふ)</p> <p>○復興金融金庫法の一部を改正する法律(23. 12. 28法274)60</p> |
| | <p>(み)</p> <p>○未復員者給與法の一部を改正する法律(23. 12. 29法277)72</p> <p>○未復員者給與法の一部を改正する法律(23. 12. 29法278)80</p> |

(件名索引了)

件名索引

5

(一) 法律番号順索引

| 法律番号 | 公布年月日 | 施行年月日 | 件名 | 頁 |
|---------------------|----------|--------------------|--|----|
| 247 | 23.12.18 | 23.12.18 | 行政機関に置かれる職員の定員の設置又は増加の暫定措置等に関する法律 | 7 |
| 248 | 23.12.18 | 23.12.18 | 地方財政委員会法の一部を改正する法律 | 18 |
| 249 | 23.12.18 | 24.1.1 | 刑事訴訟法施行法 | 37 |
| 250 | 23.12.18 | 24.1.1 | 司法警察職員等指定應急措置法の一部を改正する法律 | 50 |
| 251 | 23.12.18 | 24.2.1 | 罰金等臨時措置法 | 39 |
| 252 | 23.12.18 | 23.12.18 | 少年法を改正する法律等の一部を改正する法律 | 49 |
| 253 | 23.12.20 | 24.1.20 | 科学技術行政協議会法 | 8 |
| 254 (255) 256 | | | (第三国会制定法) | |
| 257 | 23.12.20 | 24.4.1 | 公共企業体労働関係法 | 65 |
| 258 | 23.12.21 | 23.12.21 | 国家公務員法の一部を改正する法律 | 19 |
| 259 | 23.12.21 | 次の総選挙 | 選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律 | 3 |
| 260 | 23.12.21 | 24.1.1 23.12.21 | 裁判所法の一部を改正する等の法律 | 40 |
| 261 | 23.12.21 | 24.1.1 | 裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律 | 46 |
| 262 | 23.12.21 | | 砂糖消費税法等の一部を改正する法律 | 54 |
| 263 | 23.12.22 | 23.12.22 | 廃兵器等の処理に関する法律 | 53 |
| (264) | | | (第三国会制定法) | |
| 265 | 23.12.22 | 24.1.1 | 政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律 | 19 |
| 266 | 23.12.23 | 23.12.23 | 社会保障制度審議会設置法 | 9 |
| 267 | 23.12.23 | 23.12.23 | 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律 | 3 |
| 268 | 23.12.23 | 23.12.23 | 特別職の職員の俸給等に関する法律 | 16 |
| 269 | 23.12.23 | 23.12.23 | 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する等の法律 | 46 |
| 270 | 23.12.23 | 23.12.23 | 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する等の法律 | 46 |
| 271 | 23.12.23 | 23.12.23 | 大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律 | 53 |
| 272 | 23.12.27 | 23.12.27 | 食糧管理法の一部を改正する法律 | 60 |

索引

| | | | | |
|-----|----------|----------|---------------------------------|----|
| 273 | 23.12.28 | 23.12.28 | 製造たばこの定價の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律 | 55 |
| 274 | 23.12.28 | 23.12.28 | 復興金融金庫法の一部を改正する法律 | 60 |
| 275 | 23.12.28 | 23.12.28 | 公認会計士法の一部を改正する法律 | 59 |
| 276 | 23.12.28 | 23.12.28 | 公認会計士法の一部を改正する法律の一部を改正する法律 | 60 |
| 277 | 23.12.29 | 23.12.29 | 未復員者給與法の一部を改正する法律 | 72 |
| 278 | 23.12.29 | 24.1.1 | 未復員者給與法の一部を改正する法律 | 80 |
| 279 | 23.12.29 | 24.1.1 | 特別未帰還者給與法 | 72 |
| 280 | 23.12.29 | 24.1.1 | 地方自治法の一部を改正する法律 | 32 |
| 281 | 23.12.29 | 24.1.1 | 健康保険法の一部を改正する法律 | 81 |
| 282 | 23.12.29 | 23.12.29 | 道路の修繕に関する法律 | 59 |
| 1 | 24.1.12 | 24.1.12 | 教育公務員特例法 | 10 |

(法律番号順索引了)

法律番号順索引

索引凡例

索引凡例

1) ここに掲げた索引は、これを次の四種とする。

- (一) 法律番号順索引
- (二) 件名索引
- (三) 部門別要目索引
- (四) 改廃法令索引

2) 法律番号順索引は、第四国会で制定された全法律を、その公布番号順に列記したもので、その番号は左端の欄にアラビア数字で示されてある。第254号、第255号、第256号及び第264号は、第三国会で制定された法律であつて、結局第四国会制定法の総数33件が、本索引に掲げられたことになる。


3) 件名索引において、各法律件名の次に括弧づけて、たとえば(23, 12, 20法253)とあるのは昭和二十三年十二月二十日、法律第二百五十三号の義を略記したものである。

4) 部門別要目索引は、第四国会を通して成立するに至つた法律・議決及び確認事項等を政治法、行政法、司法法、財政法、経済法、文化法、社会法の各固有法域に分類

して載録するとともに、それらが他の諸法域と索連する限りにおいては、他の当該部門にも轉記編輯して、総合的検索の便をはかるうとしたものである。同一件名の法律が、如上の各部門に重複掲記されているのは、そのためである。

5) 改廃法令索引は、第四国会で改廃された諸法令と、これらを改廃する各法律とを対照的に示したもので、左方の欄は改廃された法令を、右方の欄は改正する法律を示す。改廃された諸法令は、これらをそれぞれ関連部門に轉記して、総合的検索に資することにした。

改廃された諸法令に各々括弧づけて附記した文言、たとえば(昭22法80)とあるのは、昭和二十二年法律第八十号の義を示し、大は大正、明は明治、勅は勅令、政は政令、司布は司法省布達を示す。これらを改廃する法律は、昭和二十四年法律第一号の外は、すべて昭和二十三年に公布されたものである。



國立國會圖書館
24. 8. 2
國際業務部